

Title	連合国家アメリカ合衆国の形成
Author(s)	有賀, 貞
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.25, 2003.1 : 85-136
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4110
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

連邦国家アメリカ合衆国の形成

有賀貞

はしがき

一九九三年、マーストリヒト条約（欧州連合条約、調印は九二年）の発効とともに、欧州統合の機構は欧州連合（ヨーロッパアン・ユニオン、EU）と呼ばれるようになった。この「ユニオン」は連邦国家アメリカ合衆国で連邦を表すことばとして用いられてきたものである。一九五七年調印のローマ条約（発効は五八年）で「たえずより緊密化するユニオン」の形成が目標とされて以来、ユニオンということばは欧州統合を推進する諸条約において繰り返し用いられてきたように、アメリカでも連邦国家形成期に「連合と恒久的ユニオンのための規約」（略称「連合規約」、一七七七年採択、八一年発効）「合衆国憲法」（一七八七年採択、八八年発効）などの基本文書で用いられた。合衆国憲法前文にある「より完全なユニオンを形成する」ためにこの憲法を制定するという文言はよく知られている。^①

連邦国家であるアメリカでは国家的結合を表す言葉は、大統領の年頭教書が憲法に基づいて「ステイト・オブ・ユニオン・メッセージ」と呼ばれるように、今日でも正式にはユニオンである。合衆国分裂の危機に際してリンカーンが強調したのは、ユニオンの不可分性であった。南北戦争の後になるまで、アメリカ人はアメリカを指してわがネイション

と呼ぶよりもユニオンと呼ぶ方が普通であつた。マイケル・カメンが著作の中で紹介しているある調査によると、一八〇八年にアメリカの一二八〇の都市には「ユニオン街」が六〇三あり、他方「ナショナル街」は三二二であつたといふ。⁽²⁾この数字は二つの言葉がもつ重さの歴史的相違を表していたといえよう。ユニオンは日本語に訳す場合、通常連邦あるいは連合と表現される。しかしユニオンとは連邦や連合という言葉以上に統合、統一を強調した言葉であるから、本稿ではユニオンは訳さずにそのままユニオンと書くことにする。

アメリカにおいても、現代の欧州と同じく、統合を表すことばがユニオンであつたことは、アメリカにおける連邦国家の形成過程を現在進行中の欧州統合の過程と比較して考えることへと導く。そのような比較が、時代と状況を異にする現在の欧州統合に関する研究に何かの貢献をなしうるかどうかは心もとないが、アメリカ史の研究者にとつては、アメリカの連邦国家形成の過程の特徴を理解するために有益である。

欧州統合と比較してみると、アメリカの連邦の形成について、次のようないくつかの特徴が浮かび上がる。

第一、アメリカにおける連邦国家形成過程は、対英武力闘争の中で始まつて以来、合衆国憲法に基づく合衆国政府の発足をもつて一応完結したとみることができ、それは欧州統合とは比較にならない約一五年という短期間で実現したことが特徴がある。

第二、アメリカで連邦国家形成が独立後短期間に完結したことは、独立前には各植民地がいずれも英帝国の一部であつたという共通性によるところが大きい。

第三、アメリカにおける連邦国家の形成が短期間で完結したからといって、その過程が独立宣言以降、順調に進展したわけではなく、一時は停滞というよりも退行というべき傾向がみられた。そして合衆国憲法体制成立後もそれで連邦の統一が確固たるものになつたわけではなく、約七〇年後に連邦を二分する南北戦争を戦わなければならなかつた。

第四、アメリカの連邦形成は対英武力闘争という状況の中で、革命行動の一環として超法規的実態として連邦が形成

されたことに始まり、合衆国憲法体制の発足も連合規約の改正規定を迂回した超法規的な革命行動の結果として実現した。それは多国間条約の積み重ねで統合が進められてきた欧州の場合とは著しく異なる。

第五、欧州統合の場合、市場統合の面から進展してきたものであり、外交権が一元化されるころまで到達するのはまだ先のことと思われる。それに対してアメリカの場合には、戦争と講和、条約締結等の権限は当初からもっぱら連邦の権限とされたことが特色である。アメリカでは最初から超国家的な連邦が形成されたのである。ただし、アメリカでは戦争と講和の権限が当初から連邦の権限だったとしても、共和主義思想のために有力な連邦軍が維持されることはなく、民兵が国防の主力とされ、州もまた常備軍をもたなかったことを付け加えねばならない。

第六、アメリカでは外交と戦争が連邦権限になっていた反面、合衆国憲法成立以前には、通商政策の一元化も関税同盟も欠けていた。植民地時代からの慣行として相互間の自由な貿易は存在していたが、関税を巡る争いが諸州間の貿易に障壁を生む傾向もみられた。

これらの特徴をより詳しく議論し、その事情を説明することが本稿の目的である。本稿ではまず、独立とともに連邦国家アメリカの形成を可能にした植民地時代の背景について考察する。つぎに一七七四年の第一次大陸会議の開催から一七八九年の合衆国憲法体制の発足に至る時期について、革命行動としての連邦形成―連邦の性格の定義の成文化―連邦形成における退行―連邦強化のための革命行動―革命行動の結果としての合衆国憲法体制の発足という連邦国家形成の過程について述べ、なぜそのような経過をたどったのかを論じる。本稿の中心は形成期の考察にあるが、その後のアメリカ連邦制が南北戦争という分裂と内戦を経験していることに鑑み、合衆国憲法体制発足後の連邦制の曲折と変遷について言及せずには済ませることができない。それについて最後に簡単な考察を付して稿を了えることにする。

アメリカの連邦制については、合衆国憲法体制発足までの形成期の問題についても、またその後の連邦制の問題についても、それを歴史的に整理する著作あるいは論文は日本では近年書かれていない。連邦制の歴史的研究は日本では層

の薄い分野で、一九八五年の山口房司『南北戦争研究』が比較的新しい唯一の研究書であろう。アメリカ研究の近況をまとめた九八年の阿部齊・五十嵐武士編『アメリカ研究案内』を調べても、五十嵐武士「アメリカ型『国家』の形成」と長田豊臣『南北戦争と国家』とがあるだけで、それらはともにアメリカにおける国家の特徴の歴史的研究であり、スティーヴン・スコウロネク『新アメリカ国家の建設』と共通の問題意識によつて書かれたものといえる。それぞれ示唆に富む研究であるが、連邦制の問題はアメリカ国家の特徴の議論との関連で言及されているに留まつている。³⁾ そのような状況からして、連邦国家アメリカの形成と変遷についてエッセーを書くことには、若干の意味があらう。

本論に入る前に、連合、連邦、連邦国家という用語法について説明したい。この論文では連合という言葉は「連合規約」をいう場合にのみ用い、その他の場合は連邦という言葉で統一している。通常「confederation」は「連合」と訳され、他方「federal」「federation」など con のない語は「連邦(の)」と訳される。しかし一八世紀当時は歴史学者マーティン・ダイアモンドが指摘したように、両者は国家の連盟という同一の意味で用いられており、とくに区別すべき違いがなかったのであるから、連邦という表現で統一し、連合は固有名詞の訳語として定着しているものについてのみ用いることにした。⁴⁾ 他方、連邦国家あるいは連邦共和国という場合は、州政府と同じく全体の政府も人民に権力の源泉をもち人民を統治する共和政府であること、つまり二重共和制ともいべき体制を意味する。本論文で連邦国家の形成という場合そのような体制の形成という意味で用いている。そのような体制を創出したことに合衆国憲法制定の独自性がある。

I アメリカ革命期に連邦形成を促進した諸要因

植民地時代、英領北米植民地を統合する行政単位は存在せず、また臨時にそれら植民地を糾合する機関が設けられた

こともなかった。一七五四年フレンチ・アンド・インディアン戦争勃発後に北東部・中部七植民地の代表により英領北米植民地の政治連合案（オルバニー・プラン）が作られたことは注目に値する。その案の作成者ベンジャミン・フランクリンは対英武力闘争が始まった後七五年に再び連合案を作成しており、それが七六―七七年にまとめられた連合規約案に影響を及ぼしたことは確かであるから、オルバニー・プランに先駆的意義を認めることができる。しかしこの案には英本国が否定的反応を示し、各植民地もその案の実現に消極的だったので、具体化への進展はなかった。⁵⁾

一三の植民地はそれぞれ個別的にイギリス王からの特許状を受けており、それぞれの特許状に定められた方式によって統治されていた。大部分は王が総督を任命する王領植民地であつたが、ほかに王から領主権を委ねられた領主が支配する領主植民地と住民自らが選ぶ総督によって統治される自治植民地があつた。これら植民地は大西洋岸に南北約一〇〇マイルの距離に広がり、それぞれ起源と統治方式において異なるばかりでなく、宗教状況が違つており、また地域により地勢や気候、経済基盤、社会構造が異なつていた。

とくに宗教的にはピューリタンの伝統を受け継ぎ、自営農民主体の農業とともに漁業、商工業を発達させた「ニューイングランド」すなわち北東部の諸植民地と、奴隸制大農場での商品作物生産を主要な経済基盤として発達し、宗教面ではアングリカン教会を公定教会としていた南部の諸植民地「プランテーション・コロニーズ」との間には、社会経済構造にも生活習慣にも大きな相違があつたことはよく知られている。それはヨーロッパ共同体の最初の構成国間の相違よりも大きかつたともいえよう。このような地域的相違は独立後の連邦の統一性を脅かす要因となつたから、連邦国家としてのアメリカの歴史を考へる場合、念頭におくべきことからである。

しかし、植民地時代にこれら植民地を統合する政治単位がなく、臨時に全体的な連合機関が設けられたこともなく、しかも多くの点で互いに異なつていたにもかかわらず、一三の植民地は本国との紛争に際して連帯し、連合して独立することが可能だったのであり、しかもそれから数十年でアメリカの連邦国家形成は一応完結したのである。したがつ

て、ここではなぜそうなったのかを説明するために、それを可能にした要因を植民地時代に求めなければならない。

まず第一に、一三植民地には多様性とともに、重要な共通性があった。それら植民地はいずれもイギリス人によって建設され、植民地人は主としてイギリスからの植民者およびその子孫によって構成され、イギリス王から与えられた特許状によって植民地としての地位と権利とが認知されていた。宗教的伝統と雰囲気とは植民地によって異なつたが、どの植民地も植民地人の大多数がプロテスタントであるという大枠での共通性があった。はしがきで述べたように、各植民地はイギリスの言語、法的政治的伝統を継承し、地方自治、陪審裁判制、議会政治などを発達させていた点で共通していた。

それぞれの植民地は一八世紀に入つてからの急速な発展とともに、資産と学識とをもち、社会的敬意を受け、政治に携わる指導層を生み出したが、彼らの多くは北米植民地あるいは本国の高等教育機関で学び、多分に古典の教養と法律的知識、一八世紀のイングランドやスコットランドの哲学・政治論の知識を共有していた。またどの植民地でも政治に参加する権利は独立した生計を営む成年男子には広く行き渡つていたから、通常、政治指導を上層階級の紳士に委ねるにせよ、少なくとも議員選挙への参加によつて政治社会の一員であるという意識をもつていた幅広い中流階級があつたことも共通している。⁽⁶⁾

第二に、各植民地の横のつながりは非公式なものであつたが、一八世紀半ばまでには植民地をつなぐ交通・通信が発達し、それとともに、相互間の物的交流と情報交換も増大してことが挙げられる。各植民地の主要産物にとつてイギリス、大陸ヨーロッパ、西インド諸島などの海外市場が重要であり、植民地にとつて本国が工業製品の主要な供給者であつたとしても、北米植民地相互間の供給と消費の関係もかなりの発展をみせた。一七六九年―七二年にボストンから出港した船の四三パーセント（一七四一―一五年には一七パーセント）が北米植民地の他の港に向けて出港したという。これは北米植民地相互間の貿易が大きくなつてきたことの一つの例証である。⁽⁷⁾ イギリスの航海および貿易に関

する諸法は、通常アメリカ植民地を一括して扱い、西インド諸島（カリブ地域）植民地を含めてアメリカ植民地の間に通商障壁を設けなかったから、北米植民地相互間の貿易は帽子法および羊毛法の規制を除けば、ほとんど自由であった。⁽⁸⁾ 植民地相互間の輸送は沿岸航路による船舶輸送であったが、陸上交通もある程度発達し、ボストンからチャールストンまで、主要都市をつなぐ幹線道路ができていた。主要都市の間には客船と駅馬車の定期便があった。そのような交通の発達とともに、通信面でも北米全体の郵便システムがベンジャミン・フランクリンらの尽力で一七五三年に作られた。⁽⁹⁾

第三に、一八世紀半ばには植民地人は「アメリカ意識」というべきものをもつようになった。右に述べた交通通信の発達とやらんで、北米植民地全体にまたがる文化活動も盛んになった。一七四三年には、これもフランクリンを推進者として、「アメリカ哲学協会」が設立された。ある学者は、この協会の設立をアメリカ意識の文化的表現として画期的なできごとと見ている。これもフランクリンが活動した分野であるが、植民地における出版活動も一つの植民地を越えた顧客を対象にするようになった。彼が編集し刊行した『貧しいリチャードのアルマナック』など一八世紀半ばに人気を得たアルマナックは、北米植民地で広く読者を獲得した。それらのアルマナックは北米植民地の将来の偉大さを讃える言葉を印刷することにより、アメリカ意識を広める役割を果たした。⁽¹⁰⁾ 植民地におけるもつとも有力な情報の伝達源は各地で刊行された新聞（六四年には二一紙あった）である。これら新聞は通常近隣植民地にもある程度読者をもっていた。これらの新聞も時を追って次第に北米の他の植民地に関する情報を多く掲載するようになった。また一つの新聞に載った重要記事は他の植民地で刊行されている多くの新聞に転載された。⁽¹¹⁾

植民地人の帰属意識では、それぞれの植民地が第一の帰属対象であり、英帝国が第二の帰属対象であったが、それとともに、第三の帰属対象としてアメリカが登場したのである。実は英帝国への帰属意識とアメリカへの帰属意識とは連動していたのであるが、それについては後に述べることとし、第四の要因として、北米植民地が英帝国の一部であった

ことの意味について述べたい。一三の植民地はそれぞれ別個にイギリス王との結び付きをもっていたとしても、いずれもイギリス王を共通の王とし、イギリスを共通の母国として、英帝国の一部であった。つまり北米という政治単位はなかったが、より大きな政治単位として英帝国があり、全植民地はそれに属していた。北米植民地相互間に対立や紛争があったとしても、それが武力衝突に発展したことは少なかった。北米植民地で見られた武力紛争はほとんど個々の植民地内部のできごとであつた。境界などを巡る植民地間の紛争が少なく、暴力化しても現地住民レヴェルの小さな武力紛争に止まつたのは、各植民地が主権国家ではなく、イギリス王という上部権力があり、それぞれの権力が王の特許状に基づいていたためであると思われる¹²⁾。北米植民地は王という共通の頂上権力をもつて、相互に対して基本的には平和的な安全保障コミュニティを形成していたといえる。そのような平和的な過去の関係が反英闘争の必要に迫られたとき、連帯の形成を可能にした一つの要因であつたといえよう。

第五の要因として、英帝国への帰属意識とアメリカへの帰属意識とが連動していたことについて述べたい。植民地人は英帝国に属していることに誇りと満足を感じていた。植民地は英帝国の中にあつて急速に発展してきたのであるから、その発展の中で資産や地位を得た人々が英帝国に栄光ある帰属対象を見いだしたのは不思議ではない。彼らは強力な英帝国の一員であることを誇り、イギリス人としての自由をもっていることに満足した。

植民地人が英帝国への賛辞をしきりに口にしたり一八世紀半ばは、彼らがアメリカ意識を抱くようになった時期であつた。英領北米植民地の発展についての喜びが英帝国への称賛に繋がっていたのである。植民地人は北米植民地の発展について語るには個々の植民地についてよりも北米植民地全体、すなわちアメリカあるいは英領アメリカの発展について語つた。北米植民地を全体としてみれば、すでに貿易額も大きく、英帝国の中で重要な地位を主張することができ、その人口増加の速さと広大な豊かな土地からして、その重要性が将来ますます高まる¹³⁾ことが予想できたからである。

フレンチ・インディアン戦争（「七年戦争」より先に始まった北米の戦争）におけるイギリスの勝利によって、北米からフランスの勢力が一掃され、カナダおよびミシシッピ川に至る西方の土地がイギリスの領土になったとき、植民地人には北米植民地の発展を妨げるものは何もないように思われた。その戦争が北アメリカで始まった直後の一七五五年に、後にアメリカ革命の指導者、第二代大統領になるジョン・アダムズは「もしわれわれが平和を乱すフランス人勢力を除去できるならば、われわれの人口は控え目に計算しても、一世紀の間にイングリランドより多くなるであろう。そうなれば、われわれは船舶資材を手中にしている事情からして、海洋の支配権をえるのは容易であろう。そうならばヨーロッパが力を合わせても、われわれを屈服させることはできないであろう。われわれが強国として自立するのを防ぐ唯一の方策はわれわれの分裂させておくことである。」と友人に書いた。¹⁴この戦争の終結に際して、植民地人は英帝国の勝利を喜び、その栄光を称賛するとともに、その帝国内における北米植民地の重要性和将来性に言及した。彼らにとつて、英帝国とともに英領北アメリカが誇るべき帰属対象になった。彼らの意識においては、北アメリカはいわば「帝国内帝国」となったのである。ある歴史家はこれを植民地人による「アメリカ発見」と呼んでいる。¹⁵植民地人は独立を近い将来の現実的選択としては考えなかったが、遠い将来、独立も有り得ると考えるようになったのである。植民地に対する本国の統制がゆるやかであるかぎり、彼らは英帝国の一部であることに満足していた。

フレンチ・アンド・インディアン戦争終結後、イギリスが本国議会の立法による植民地への課税、植民地貿易に対する規制の強化など新たな植民地政策をとるようになると、北米のどの植民地の人民もそれに強く反発した。その過程で植民地人は本国の植民地政策を植民地共通の問題として議論したから、彼らのアメリカ意識は一層強まる。¹⁶植民地の猛反発にあつてイギリスが印紙税を撤回したことが植民地人に自らの力についての自信を与えた。ボストン茶会事件後、イギリスがマサチューセッツ植民地に対して強圧政策をとったとき、植民地の権利の擁護者たちは諸植民地の連帯によりそれに抵抗することを決意した。彼らの希望は、まだ英帝国の中で、最大の自由を維持することであつた。しかし武

力抗争の進展の中で、彼らはその希望を放棄し、一三植民地の独立を宣言するに至る。

アメリカ革命の指導者は誰しも独立する場合には当然、連邦形成を伴うものと考えていた。英帝国がもはや自由の帝国ではなくなつたとき、彼らは独立連邦としてのアメリカに自由の帝国を求めたのである。つまり、彼らが英帝国という偉大な帰属対象を捨てたとき、「アメリカ帝国」は独立したアメリカを表す言葉となつた。それは革命期から合衆国初期のアメリカ人が好んで用いた言葉であつた。¹⁷一七七六年七月の独立宣言に先立ち、六月に独立の決議案が大陸会議に提出されたとき、それは正式な連邦形成および外国との同盟に関する二つの決議案とセットになつていた。アメリカ革命の指導者たちのアメリカ独立の構想では、英領北アメリカの全地域を継承することが狙いであつた。それゆえ、大陸会議は独立宣言前にカナダに軍隊とともに交渉委員を派遣し、カナダを植民地連合に引き入れる工作を行つた。七七年採択の連合規約にもカナダの連邦加盟に関する規定があつた。フランスとの条約交渉に当たつても、アメリカ側は英領北アメリカの領土をアメリカが継承する権利をもつという規定を挿入しようとし、フランスはアメリカが征服した場合にはという条件付きでその権利を認めた。¹⁸このように革命の指導者たちは英帝国から分離独立して、北アメリカに広い領土をもつ大連邦「自由の帝国」を創設することを構想してゐた。¹⁹

最後に本国―植民地紛争期に主張されたアメリカ人の「英帝国＝連邦」観について、その概略を述べたい。英帝国を連邦と見なす観念があつたことが、アメリカが連邦として独立することになつた第六の要因である。一七六五年の印紙法反対の時には、植民地人は本国の議会在に植民地に対する権限をある程度認めていた。彼らの主張は「代表なくして課税なし」であり、本国議会の課税権だけを問題にしてゐた。そして課税についても、従来本国議会による関税の賦課を認めてきたから、印紙税が関税とは関わりのない「内部税」であり、それは植民地議会の聖域を侵すものであるという論法が見られた。本国議会は植民地印紙税の撤回を認めたが、その際に宣言法を制定して本国議会が植民地に関してすべての面で立法権をもつと宣言した。つまり本国議会と植民地議会にはそれぞれ固有の権限領域があるという植民地の

連邦的帝国論を否定したのである。²⁰⁾

数年後のタウンゼント諸法に対する反対の場合には、植民地人は本国議会在通商規制と無関係の関税を課すことに反対し、そのような権限はないと否定した。一七七三年の茶法と翌七四年のマサチューセッツに対する「抑圧的諸法」との撤回を要求した同年の第一次大陸会議の決議では、植民地の課税と内政とに関する本国議会の立法権を否定し、植民地の対外通商に関しては、本国議会の諸法の実施が真に帝国共通の利益をまもるためのものであれば、「その事態の要請と両国 (both countries) という表現が用いられているのは興味深い。ここではアメリカはイギリスとともに一方の「国」と意識されている) 相互の利害関係を鑑みて」欣然としてそれを受け入れると述べた。これは対立した二つの意見の妥協としてまとめられた文言であり、本国議会の権限としてそれを認めただけではなく、双方の利益になるものについては、便宜上それを容認するという趣旨であった。植民地人は英帝国を、ほとんど共通の王への忠誠のみによって結ばれた連邦と見なすに至ったのである。²¹⁾ その場合、戦争と講和、条約締結などの権限は王の大権であるが、それ以外のことは帝国を構成する諸単位の議会の権限である(ただし植民地人は王への忠誠を否定するまでは、王が各植民地の立法を審査して否認する権利を原則的には容認していた)と理解されていたといえよう。植民地人が王を軍隊をもって植民地人の自由を圧殺しようとする抑圧者と意識し、トーマス・ペインの『コモン・センス』の王政批判に共感するようになったとき、大陸会議は独立を宣言する。その宣言は王による王政の罪科を具体的に列挙することにより、英帝国との繋がりの要とみなした王への忠誠を断つものであった。六五年から七六年までの本国―植民地紛争期は、植民地人が英帝国を連邦と定義しつつ、本国議会の植民地に関する立法権を次第に全面的に否定していき、最後に連邦的帝国の結び目である王への忠誠を断って英連邦から離脱する過程であった。

II 革命権力の連邦組織としての大陸会議

最初に述べたように、アメリカの連邦は革命運動の中で形成され、当初は非合法非公式の機構だった大陸会議として組織された。一七七四年の第一次大陸会議は本国の「抑圧的諸法」等に対して撤回要求を北米植民地の共同で声明し、反対闘争の共同の手段——当初は英商品の組織的不輸入運動——について合意した後に散会したもので、緊急の会議という性格のものであった。

この会議に提案されたジョゼフ・ギャロウエイの英帝国体制改革案（大陸会議を大評議會の名で英帝国の中の制度として本国議會の下位に位置付け、ただし北米植民地全般に関することは本国議會と大評議會の双方が発議権と拒否権をもつという案）は彼が後に忠誠派、すなわち反革命派になったために、議事録からも削除されたが、アメリカ連邦の形成を英帝国の内部で行い、英国内の連邦として英領北アメリカの地位を正式なものにし、それによって帝国体制を安定させようとしたものとして興味深い。本国—植民地関係の危機が解消して植民地が英帝国に留まった場合、とくに第二次大陸會議発足後であれば、北米植民地の間で何らかの連邦形成が進んだであろう。またギャロウエイ提案が大陸會議で六対五という僅差で不採択になったことも興味深い。これは連邦形成にはかなりの関心があったものの、植民地統治に本国議會を関与させることはいかなる形にせよ好ましくないという立場が勝つたことを物語る。²²⁾

第一次大陸會議は本国との紛争が未解決の場合には翌年五月に再び開催することを決めて散会した。翌年四月にはマサチューセッツで武力衝突が始まったので、第二次大陸會議は一三州が結束して戦うことを決め、武器をとる宣言を発表した。大陸會議は二万の「大陸」軍を編成することを決め、ジョージ・ワシントン軍の最高司令官に任命し、その

他の大陸軍上級將校を任命し、戦争費用調達のために紙幣を発行することを決めた。第二次大陸会議は夏の間一時散会したが秋に再開し、それ以来常設の機関として革命権力の連邦政府としての役割を果たした。²³しかし武力で戦うとしても当初は独立が目的ではなかったから、大陸会議は英帝国の中で植民地の自由を確保するまでの暫定的な機関であった。

革命権力は三つのレヴェルで構成されていた。各植民地には植民地内の諸地方から選出された代表からなる植民地会議があり、各植民地の反英闘争を指導した。派遣軍の司令官が総督を兼ねていたマサチューセツを除けば、植民地の総督は自らの軍隊をもたなかったから、植民地議会を解散させることはできて、その指導者たちが植民地会議を組織して政治の実権を掌握するのを防ぐことはできなかった。マサチューセツを除く多くの州では革命派は無血革命により権力を掌握した。植民地会議の下には地方組織として、英商品不輸入運動・対英不輸出運動を実行するための委員会が設けられたが、やがてその委員会は保安委員会などと呼ばれ、地方の秩序維持に当たる地方組織となった。武力闘争は当初は対英和解の成立を期待しつつ行われていたから、和解が成立すれば総督の下で植民地政府が復活するはずであった。したがってこれらの機関は闘争のための臨時の組織にすぎず、革命派の有権者の支持の下に組織されたから、彼らの支持を調達することはできたとしても、法的な機関としての正統性は何ももっていなかった。²⁴

そのような時期には大陸会議は一三植民地の代表によつて構成される最高の機関として権威をもっていた。それぞれの植民地会議は自らの立場の正統性を大陸会議の決議や勧告に求めたからである。大陸会議は一三植民地の結束の維持を重視し、慎重派と急進派との調整に努めつつ、次第に独立へと接近した。²⁵大陸会議は革命戦争の成功のために、外国に使節の派遣したり、条約を交渉したりする外交上の権限を当然もっていると考へて行動した。これらは植民地人が帝国共通の王としてイギリス王に認めていた権限であつて、彼らは王のもつていたそれらの権限を大陸会議の委ねたといえよう。

III 連合規約による連邦体制の明文化

大陸会議は武力闘争の現実を直面して、自然の成り行きとして戦争と外交の権限を掌握した。大陸会議の決議によって独立が宣言され、各植民地はそれぞれが独立の州 (State) になると、各州の革命機関は州政府となり、それぞれ憲法を準備して、正式に人民の名において権力を行使する正統性を獲得した。そうすると各州は自らを主権国家として意識し、一七七七年一月大陸会議で連邦体制を規定する連合規約が採択されたときには、連合会議(従来の大륙会議)の権力を明確に制限しようとする傾向を示した。²⁶⁾ 連合規約では連邦形成の目的は「諸州の共同の防衛、諸州の自由の確保、諸州の相互的全般的福利のため」と幅広い表現が用いられていたが、各州は「その主権・自由・独立、およびこの規約が明文によって連合会議に委任していない一切の権限・管轄権・権利を有する」と定められ、連合会議の権限は明文で与えられたものに限定された。

しかし、連合規約は、州を主権国家と規定したとしても、その主権の重要な部分、対外関係に関する部分を連合会議に委ねていた。そのほか貨幣の貴金属含有量と価値の決定、インディアンとの貿易と対インディアン関係の管理、郵便局の運営なども連合会議の専権であった。²⁷⁾ それゆえ、ラコウヴが言うように、連合規約によって連邦はすでに国家的権限をもつ共同体になったという「ナシヨナリスト的解釈」をとることができる。²⁸⁾ 戦争講和、条約締結の権限は、植民地人の連邦的帝国観において王に与えられていた権限であり、大陸会議が独立以来それを事実上継承し、それが正式に連邦すなわち連合会議の権限になったのだといえよう。

今述べたように、連合規約は連邦に大きな権限を与えたとしても、連合規約体制における連邦が弱体でそれらの権限

を有効に行使できなかったことはよく知られている。連合規約は連合会議が適切にその権限を行使するために十分な権力を与えていなかった。とくに連合会議が独自の課税権をもたず、各州の通商についての規制権を欠いていたこと、それらを獲得する試みがいづれも成功しなかったことが連合会議の権威の凋落をもたらした。連合規約の草案が作成され採択された一七七六—七七年当時、連合会議に課税権を与えるべきだと考えた革命指導者はまったくいなかった。七年独立宣言直前に連合規約委員会でデイキンソンがまとめた草案は、連邦権限の拡大解釈の余地を残していたといわれるが、その草案でも連邦の課税権は明文で禁止されていた。²⁹ 課税権を連邦に与える考えが革命指導者になかったことは、革命戦争勃発時の革命派の連邦的英帝国観との連続性によつて理解できる。課税権は個々の植民地の固有の権利であり、譲るべからざるものと考えられたから、それを独立後も連邦と分かちもつべきだとは考えられなかった。

連合規約が条約締結権を連邦の専権としながら、通商規制権を与えなかった理由は、次のように考えられる。第一に、革命の指導者たちは国際的自由貿易の発展を望んでおり、アメリカ貿易の国際的魅力を過大評価して、アメリカ貿易を国際的に開放することにより、そのような秩序の発展を促進できるという自負心をもっていた。彼らはフランスとの同盟を望んでも、その同盟を達成するためにフランスに通商上の特権を何も与えようとはしなかった。アメリカ側はフランスにアメリカ貿易に参入できるようにするだけで、アメリカを援助させるに足る魅力ある誘因だという考えがあった。³⁰ またイギリスにとつてアメリカ貿易は重要であるから、イギリスも講和の際には貿易の機会確保のためにアメリカにも寛大な条件で本国およびその植民地との貿易を認めるだろうと、彼らは考えていた。³¹ そのため連合会議に通商規制権を与える必要は意識されなかったであろう。

第二に、通商規制は通常、通商への課税を伴うものであるから、通商規制か課税政策かを巡つて本国と争つた経験の記憶も新たであった革命指導者たちとしては、通商規制のための連邦による課税を例外的に認めることを好まなかったであろう。第三に、彼らは本国議会の権限に否定的態度をとり、その通商規制についても拘束と感ずるようになって

ていたから、本國議會がもつていたのと同じ権限を連邦に与えることは好まなかつたのは自然であつた。³²⁾

連合規約は連邦に通商規制権を与えないことにより、各州が通商政策を追及する自由を認めた。しかしどの州も自由貿易的政策をとることが期待されたから、通商政策の個別化による支障は心配されなかつた。それぞれの州が輸入品に通商条約と矛盾しない形で任意に関税を課すとしても、それにより問題が生じるとは予想されず、州際通商の規制がそれぞれの州の権限であるとしても、州が植民地時代以来の諸州間の貿易の自由を妨げるような行動をとることはありそうもないと思われたからであらう。³³⁾

連合規約は市民権に關して、連邦の一つの州の「自由な居住者」(なぜか「市民」ではなく「自由な居住者」と規定されていた)が他の諸州において「自由な市民のすべての特権」をもつと規定していたことも注目される。諸州は独立とともにそれぞれ市民になれる者の資格を定めており、外国人の帰化に關する規定はさまざまであつたが、連合規約により、一つの州の市民は、他のどの州でも、自動的に市民として待遇されることになつた。連合規約は市民権についても州の主權に重要な制限を加えていたといえる。しかし、植民地時代にはイギリス王の臣民はいずれの植民地においても王の臣民であつたことから、独立後の連邦においても、連邦の他の州の市民を自州の市民として受け入れることが、植民地時代からの連続性という観点からも、むしろ当然であり、新しい試みというわけではなかつた。³⁴⁾

連合規約の改正については全州の同意が必要であつたが、連合會議の権限とされたことについては、連合會議の決議によつて決定し、改めて州政府の同意をえる必要はなかつた。ただし戦争・講和・条約締結・軍備など重要事項に關しては、議決に際して九州の同意が必要であり、他の議案については七州の同意によつて決定した。各州は連合會議に二名以上七名以下の代表を送り、投票は出席代表二名以上の多数意見(賛否同数の場合は白票)により各州一票として投票した。ただし連合會議の費用分担は州の実勢に応じて負担することとし、各州の私有地の評価額の総計に比例することに定められた。土地の評価額が人口かどちらを費用分担の基準にするかという問題を巡る対立もあつたが、投票

権の対等については大州の間に強い不満があつた。投票権を対等にするか加重投票にするかは第一次大陸会議以来の対立点であつたが、つねに大州の譲歩によつて各州一票とされてきた。²⁵ 代表権に関する大州の不満が後にナショナル・ガヴァンメント形成を推進する一つの推進力になつた。

連合規約がまとまつたのは一七七七年であるが、全州の批准を得て発効したのは、八一年三月である。翌年一月には英米講和予備条約が調印され独立戦争が実質的に終了したことを考えると、戦争期間の大半をアメリカは事実上の連邦制のまま戦つたわけである。このように連合規約の批准が遅延した理由は西方領土についての権利を巡つて、イギリス王の特許状によつて西の境界が定められていた州と、特許状に西の境界の規定がなく、それゆえ無限定に西方の土地を自州の領土として主張できる州との対立のためであつた。後者が西方領土への自州の権利を放棄することを渋つたのに対して、前者は独立戦争により西方領土を確保できれば、それは一三州共同の戦争の成果であるから、個々の州の領土とすべきではなく、連邦の統治する地域とすべきであると主張した。とくにメリーランドは隣接するヴァージニアがオハイオ川西北の土地への領有権を放棄しなければ、連合規約を批准しないという態度を崩さなかつた。

連合規約が発効しなくても、大陸会議は現実に連邦政府の役割を担つており、その点では大きな支障がなかつたが、連合規約発効の遅延はアメリカ連邦の恒久性に疑問を抱かせ、対外関係においてアメリカの立場を不利にするものであるから、連合規約の発効のためにも、連邦の長期的な結末のためにも、特許状によつて西方の土地への領有権を主張できる州の自制が求められた。八〇年二月にニューヨークは自らの西部境界を限定して、その西の土地への領土請求権を放棄することを決議した。連合会議は同年一〇月ヴァージニアの代表も同意して、「特定の州から連邦に権利を委ねられた土地は連邦の共通の利益に沿つて処理され、定住に供され、いくつかの共和制の州となり、連邦において在来の州と同一の主権・自由・独立をもつようになる」ことを決議した。このような圧力を受けて、ヴァージニア州議会も翌年一月に条件付でオハイオ川の北西の土地に対する領有権を連邦に対して放棄した。八〇年から八一年にかけては、戦争

の状況はアメリカにとつて最悪だったから、連合規約の批准が特に急がれた。ヴァージニアの譲歩に加え、同盟国フランスの公使からの働きかけもあり、八一年二月メリーランドは連合規約を批准し、その批准書の到着をまつて大陸会議は連邦が正式なものになったことを発表した。⁽³⁶⁾

IV 連合会議——不十分な権力と權威の低下

連合規約発効前の大陸会議と発効後の連合会議とはともに戦争遂行のための中央政府機関として重要な役割を果たした。独立が宣言されるまでは各植民地の革命機関はまだ非合法の組織であつたし、独立宣言後もそれぞれの州が革命機関を州政府として再編し、その権力を確立するまでには時間を要した。イギリス軍が州内にいた場合にはとくにそうであつた。大陸会議が州に経費分担を割り当てたのは一七七八年からで、その時の割り当てはそれぞれの人口の概数に応じて行われた。革命戦争の前半期には大陸会議は自ら戦費を調達しなければならなかつた。大陸会議はフランスからの贈与や貸与などの金銭的援助に助けられ、また大陸会議債券の発行や軍当局などの債務証の交付という手段にも頼つたが、戦費調達の主な手段として用いられたのは、当初は紙幣の発行であつた。⁽³⁷⁾

戦争は軍需による物価の上昇をもたらしたが、紙幣の発行が急増するとその価値が下落してますます紙幣の購買力が低下し、それがさらに紙幣の発行額を増加させた。七九年九月には大陸会議は紙幣が無価値になることを恐れ、紙幣の発行を停止した。紙幣の発行を停止した大陸会議は諸州に軍需物資を直接現物で大陸軍に供給することを求め、さらに大陸軍所属のそれぞれの州の部隊将兵の給与も直接支払うことを求めた。諸州による分担金の納入は割り当ての二〇パーセント程度に止まっていたから、大陸会議はこのような形で、州による軍への直接のサポートを求めたのである。翌

年三月、大陸會議は大陸會議旧紙幣の回収とその回収に応じて発行される大陸會議新紙幣の発行を州に委託し、発行された新紙幣を連邦六、州四の割合で使用することを決めた。その際、旧紙幣の正貨価値を四〇分の一ドル（当時の市場価値の二倍以上）に設定し、旧紙幣四〇ドルを回収することに新紙幣二ドルを発行することにした。この措置は旧紙幣の価値を引き上げることに成功したが、新紙幣の発行額はあまり伸びなかつたので、経費調達のため利子つき債券や債務証の発行が増大し、それらの流通価値も額面から大幅に下落した。³⁸

一七八〇年は、戦争の状況がアメリカにとつて最悪の時期であつた。イギリスはニューヨーク港を占拠しており、活発な南方作戦を展開してジョージア、サウスカロライナ兩州を制圧し、ノースカロライナからヴァージニアに進出しようとしていた。このような状況の中で、大陸會議では連邦権力の強化によつてのみ戦争を有効に戦うことができると考へる指導者たちが台頭した。彼らの中には、大陸會議あるいは軍の総司令官ワシントンに期限付で独裁的権力を与へるよう州に要請することを考へた者もあつたほどである。³⁹ そのような時期に大陸會議は自らの権限を強化すること、とくに課税権を獲得することを目指した。七八年には、大陸會議はまだ、この革命が植民地議會によるもの以外の課税に反対する闘争として始まつたことを考慮すれば、大陸會議が「関税を課すことはどうしようもない最後の手段としてでなければ狂気の沙汰」であると考えた。⁴⁰ しかし八〇年には、その最後の手段を行使すべき時が来ているという意識が高まつたのである。しかし連合規約はまだ発効していなかつたから、批准をしていない州を説得してそれを発効させることは急務とみなされたが、しかし連合規約では連邦の課税権は認められていないのであるから、規約の発効とともにその改正が必要だと考えられた。

このような大陸會議の動向に影響力を發揮し、八一年二月に大陸會議財務部の総監に就任したのは、ペンシルヴァニアの政治家で大商人だつたロバート・モリスである。モリスは連邦官僚の人員整理、購買手続きの合理化などにより経費の節減に努め、連合規約改正による連邦課税権の獲得を期待した。彼はまず連邦関税を実現し、それによつて連邦の

国際的信用を高めて外債募集を容易にし、将来は連邦税の課税対象を広げ、連邦が自前の財政基盤をもつようにする構想であつた。彼はまたフランスからの借款を資本金として連邦認可の銀行として北アメリカ銀行をフィラデルフィアに設立し、連邦の財政運用の助けにしようとした。⁴¹

大陸会議は一七八一年二月―連合規約が発効する一月前―大陸会議（連合会議）に、公債の返還の財源に充当するために、若干の例外を除くすべての輸入品に五パーセントの関税を課す権限を与えるよう諸州に提案することを決議した。この提案の実現には連合規約の改正規定にしたがつて、全州の承認が必要であつた。大部分の州は連合会議の要請を受けてこの提案に同意したが、ロードアイランドだけが同意せず、八二年にはむしろ不同意の態度が堅くなつていゝた。ヨークタウンの戦いで戦況が好転し、イギリスとの講和交渉が始まつていたからである。連合会議はロードアイランドに使節を派遣して説得に努めたが、ヴァージニアもこの提案に一旦与えた同意を撤回したため、関税徴収権の獲得は絶望的になつた。⁴²

連合会議の権力強化に熱心なアレグザンダー・ハミルトンやガヴァヌア・モリスら数人の政治家は給料や年金の問題で不満をもつ軍人の圧力を利用して、連邦の課税権獲得を促進することを計画したが、ワシントンは軍人の不満を政治的に利用するのは危険だと考え、彼の威信によつて軍の中の不穏動きを押さえた。⁴³ その事件の影響もあつて連合会議は一七八三年三月に、再び連邦財源の確保のための提案を諸州に対して行つた。それは連合会議の関税徴収権を二五年の期限を限つて認めること、集税官は連邦官吏とするが州によりに任命されること、そのほかに州が徴収する特定の税を連合会議の財源に指定して分担金の納入を確実にすることなどを骨子とするものであつた。この提案もすぐには諸州の賛成を得られず、戦後連合会議の主導権はロバート・モリスの財政運用に批判的な人々の手に移りつたので、モリスは八四年三月財務総監を辞任した。⁴⁴

一七八三年の連合会議の財源確保のための提案は、次第に諸州の条件付賛成は得られたものの、条件をめぐる調整は

最後までつかず、実現に至らなかつた。戦後、連合会議がもつべき権限として争点になつたもう一つの問題は通商の規制権であつた。アメリカはイギリスとの講和条約調印後、英帝国とは相互に大幅な通商航海の自由を認める通商条約を締結できることを期待した。たしかに講和をまとめたイギリスの首相シェルバーンは将来の英米連邦に期待をかけ、寛大な条件で通商条約を結ぶ意向だつたが、彼は講和でアメリカに譲歩しすぎたという批判を受けて失脚した。その後のイギリス政府は通商条約に関心を示さず、一方的にアメリカとの通商の条件を定めた。イギリス側はアメリカの連邦の結束が弱体化することを予想し、駐米公使を派遣することもしなかつた。アメリカの国際的立場の改善を重視する指導者たちは、そのためには連邦強化が必要であり、連合会議には課税権を与えらるゝとともに、通商条約を結ばない国に対して対抗措置がとれるようにするために、連合会議に通商規制権を与えねばならないと考えた。⁴⁶

連邦が通商規制権をもつことを望んだ利益集団は、イギリス領カリブ諸島から締め出されたことで打撃を受けたニューイングランド商人たちであつたが、また貿易港をもたないために関税収入をもたない州の政治指導者の間でもその要求が強かつた。ニューハンプシャーは輸入をボストンなどマサチューセツツの貿易港に依存し、コネティカットはロードアイランドやニューヨークの港に依存し、ニュージャーシーはニューヨークとフィラデルフィアの両港に依存し、デラウェアはフィラデルフィア港に依存してゐた。貿易港をもつ州はイギリスとの通商条約の締結には関心があつたが、他方で貿易港からの関税収入が重要財源になつてゐるために、それを連邦に委ねることを望まない場合があり、その傾向はニューヨーク州政府では強かつた。それに対して貿易港をもたない州にとつては、自州民の購入する輸入品についても隣接州が関税収入を得てゐることは不満の種であり、連合会議が通商規制権をもつよう強く主張した。コネティカットやニュージャーシー、デラウェアの諸州は対抗措置として、自州の港を自由貿易港として外国貿易を誘引しようとし、コネティカットは隣州から入る商品に関税を課し、ニュージャーシーは当面連合会議への分担金を納入しないことにした。⁴⁶

連合規約体制においては、戦争や外交は一元化していたが、通商規制の一元化はなく、関税同盟も成立していなかった。連邦内の貿易については植民地時代からの自由な貿易の慣行が引き継がれたが、対外共通関税はなく、関税収入の多い隣州への反発から連邦内の州際通商に課税する場合も出てきた。つまり連邦による通商規制の欠如が連邦内の自由貿易を妨げる事例も生じたのである。

連合会議は一七八四年に、通商条約を締結していない国の船舶の入港を禁止する権限を求めることを諸州に対して提案したが、全州の同意は得られなかった。連合会議が全面的な通商規制権をもつべきだと主張する州の中には、その提案を不満として支持しない州があった。一方、連邦が全面的に通商規制権をもつことは、八五年にそれを諸州に提案する決議が先送りされ、翌年あらためて審議されたときにも、慎重論があり、通商規制権について諸州に提議する決議には至らなかった。⁽⁴⁷⁾

連邦の軍事組織についていえば、大陸軍は戦争の終了とともに解散していた。戦争の必要の中で形成された連邦の軍事機構とその政治的影響力とが戦後に存続することはなかった。ワシントンは平時にも連邦が領土の防衛のため数千人の連邦軍を保持し、幾つかの兵器貯蔵庫と砲術学校とを維持すべきであると考えたが、連合会議には常備軍は共和主義を脅かすという不信感が強く、その程度の規模の平時の軍の保持にも難色を示した。とくにニューイングランド諸州に強い反対があった。そのため、連合会議は一七八四年には大陸軍の最後の連隊も解散させた。⁽⁴⁸⁾

しかし革命戦争後のアメリカにとって軍事力の保持が不必要になったわけではなかった。英米の講和条約には、州により没収されたイギリス臣民および忠誠派の資産の回復についての規定があったが、これはアメリカではもつとも評判の悪かった条項であり、諸州では彼らの資産回復のための措置をとらなかったので（その点について条約では連合会議は諸州に勧告する以上の責任は負わなかった）、イギリス側はアメリカ側の条約不履行を理由に、アメリカ領土内北西部のいくつかの砦からの撤退を拒否した。イギリス軍は革命戦争中、北西部に勢力圏をもつ先住民諸部族を味方にして

いたので、戦後も彼らとの関係を維持していた。アメリカが北西部領土全域に実効的支配を樹立するためにはかなりの軍事力が必要だったが、それはしばらく先送りするとしても、当面オハイオ川北西流域に増大する入植者社会を連邦が防衛し統治するために、若干の兵力を配置する必要があつた。そのため連合会議は幾つかの州に小規模の兵力の提供を求めたが、財政難のためその兵力の維持にも困難があつた。また独立戦争中に組織された小規模の艦隊も戦後は維持されず、一七八五年末までに海軍の艦船はすべて処分された。⁴⁹

戦争のために必要と見なされながら戦時中実現に至らなかつた連合会議の権限の強化が戦後進まなかつたのは自然のなりゆきといえる。連邦を強化しようとする運動は、戦争が終わつた後は、対外関係、とくに対英関係に問題があつたとしても、一七八一年に連合規約の批准を急がせたような切迫した外的要因を失つた。独立戦争後の時代はアメリカの連邦にとつてはたしかに退行の時代であつた。州民は弱体な連合会議に期待するよりは、州に問題の解決を期待するようになった。そのためいくつかの州は州民に対する連合会議の債務も州が引き受けて返済する措置をとつた。⁵⁰

このような連邦の弱体化傾向がさらに進めば、連邦の解体を導くのではないかという不安が多く語られるようになった。しかし連邦を解体して小連邦を形成することは選択肢として語られても、それを追求する運動があつたわけではなく、州の間にさまざまな対立があつても、それは武力衝突を引き起こすようなものではなかつた。連邦解体論は、積極的連邦強化論者が連邦体制の再検討を促すために、警告として用いたものであつた。連邦の現状にとくに危機感のない人々は彼ら自身の行動が連邦を弱めていたとしても、連邦を否定するはずがなかつた。⁵¹

むしろ現状に強い危機感をもつ人々は、ユニオンの強化が実現しなければ、次善の選択として小連邦の形成を選ぶこともあり得たであろう。より密接なまとまりをもつ小連邦の形成が一つの選択肢とされたことは、州を越えたより広域の共通の利害が意識され、州の独立性よりもより広域な地域的政治統合が重視されていたことを物語る。広域での共通の利害を連邦全体の政治統合強化の中で実現できるならば、それは最善であり、それが不可能ならば、小連邦規模での

統合強化が次善の策とされたのである。たとえばニュージャージー、デラウェア両州はニューヨーク、ペンシルヴァニア両州とは経済的に密接な関係にあった。各州が関税課税権をもち、各州の収入となつてゐることが、前者二州と後者二州との間のあつれきを招いた。しかし通商規制権が連邦の専権になれば、中部諸州は広域経済圏として一体化することができ、その広域の範囲をさらに広げる可能性が生じるのである。州を越えたより広域の共通の利害の存在は地域的なものであつても、それが連邦全体の強化を推進しようとする力となつた。⁵²⁾

諸州間に激しい対立を生む最大の要因であつた西方領土の問題が、戦争中の合意を出発点として、連合会議において具体的な法令が作成され、解決されたことは特筆に値する。西方領土については独立戦争中、連合規約発効前に、諸州の領有権の主張を連邦に譲渡することを奨励し、連邦直轄地として将来新たな州をそこに作つていくという方針が大陸会議で作られ、オハイオ川北西の土地に関しては諸州が領有権を放棄したことは前述の通りである。一七八一年のヴァージニアの領土権放棄の条件は連合会議に受け入れられなかつたので、八三年条件を改めて放棄を決め、翌年北西部領土は正式に連邦のものとなつた。連邦が直接支配地を持つたことは、連邦の解体を防ぎ連邦を維持する要因になつたことは確かであろう。その地域の公有地の処分方法については八五年連合会議で公有地法が制定され、八七年にはその地域の統治の方法を定める北西部領土法が制定された。この法令で定められた連邦による暫定統治の方法と将来の州の創設の手続きは、その後連邦に移管され、あるいは外国から獲得された他の西方の領土についても引き継がれた。独立戦争後の数年は連邦国家形成過程における退行期であつたが、その間にも連邦が直接統治する地域を得て、連邦公有地の分配やその統治の方式を定めるといふ成果を挙げることができたのである。これはジェンセンの言葉を借りれば、まさに連合会議が後世に遺した「将来のための基礎造り」であつた。⁵³⁾ 西欧諸国の統合がそれぞれの国の植民地主義を清算することにより促進されたのとは、事情は大いに異なるけれども、個々の州の植民地主義が清算され連邦直轄地が作られることにより、連邦の結束を強める条件が整つたという点では、アメリカの事例もEUの事例に類似するところがある

といえよう。

合衆国憲法発足後、ヴァージニアはケンタッキーの分離を認め、後者は新たな州として連邦に受け入れられたが、それ以南の地方では、他の南部諸州が連邦に対して西部地方への領有権を放棄した後で、そこに新たな州が作られていった。州の領土の問題は近隣の州の間に対立を生むものであり、それが円満に解決したことで、州を超えた近隣諸州のより密接な関係が可能になった。ヴァージニア州がオハイオ川北西部地方への領有権を連邦に対して放棄したことは同州とメリーランド州との地域的協力を可能にした。すなわち一七八五年両州の代表はマウントバーノンで会議し、ポトマック川の共同管理およびチェサピーク湾の航路開発経費の分担、共通関税の設定や定期的通商協議などに合意した。これはポトマック川を利用してチェサピーク地域とオハイオ川流域など西方地域とを連結する広域経済の発展を図ろうとする構想であり、この年にはポトマック川の渾を迂回する運河の建設のための会社も設立された。両州の合意への参加を近隣諸州に呼びかける案もあったが、むしろヴァージニアは通商に関する全州会議の開催を呼びかけることにした。⁵⁴⁾

独立戦争後のアメリカで活発化した文化活動を見るかぎり、偉大なアメリカを誇るべき帰属対象とみなすアメリカ人のナシヨナリズムは旺盛であった。⁵⁵⁾ そのような文化面での観念的なナシヨナリズムはそれ自体では連邦体制の改変を促す政治的な行動力にならないとしても、そのナシヨナリズムの詩文が描く発展のヴィジョンは連邦強化による開発促進を促す精神的な雰囲気を提供したといえるであろう。⁵⁶⁾

実際、連合会議に課税権をもたせることでその財政基盤を強める提案は、今一步のところでは実現しなかったが、多くの州はそれを受け入れたのであり、したがってそのような線に沿う改革の必要については政治指導層には広く認識されていたといえる。問題は二三州すべての足並みを揃えることの困難をどのようにして超越するのかがであり、独立戦争後数年、その方策を見いだせない状況にあった。しかし一七八七年にはその隘路を打開する方策が推進される。

V 合衆国憲法体制の成立——革命的な制度変革

ヴァージニア州は一七八五年のマウントヴァーノン會議の成功を土台にして、通商規制権の問題一般を検討する各州代表者の會議をアナポリスで開催することを各州に提案した。このような問題の検討は元來連合會議で検討し諸州に提案すべきことがらであつたが、ヴァージニアのジェイムズ・マディソンら連邦強化論者は連合會議の外で、とくにこの問題を検討する諸州代表の會議を開いて、一気に改革案をまとめ、それによつて、各州と連合會議とを動かそう考へたのである。かねてから、連合會議に課税権あるいは通商規制権を与えるため、あるいは連邦体制の広範な改革を促進するために、連合會議とは異なる特別の諸州代表の會議を開くという方式を推奨する人々はいたが、州がそのような提案をしたのは初めてであつた。当時とくにスペインとの條約問題で、南部諸州がニューイングランドおよび中部の商業州に警戒心を抱いていたので、この計畫の推進者はそれを和らげるため、この會合をメリーランドの比較的小規模な商業都市アナポリスで開催することにした。しかしニューイングランド諸州の政治指導者たちはヴァージニア提案の意図を怪しんでこの會議への参加に消極的であり、ヴァージニア以外の南部農業州も商業州への警戒心からこの會議には参加しなかつた。⁸⁷

結局、アナポリス會議に出席したのはヴァージニアと中部四州の代表だけであつたから、出席者は協議の末、通商問題は他の連邦権限の問題と密接に関連があるので、連邦の状況を全般的に検討し、全般的な改革案をまとめるための特別の各州代表者の會議をフィラデルフィアで開催することを各州に提案することになつた。この提案の推進者、マディソンやニューヨークのアレグザンダー・ハミルトンは、この會議を主だつた威信ある政治家たちの會議として重みをも

たせ、連邦全体を統治する「ナショナルな政府」を組織する憲法をまとめることを考え、憲法がまとまれば、それを全州の同意をまたずに制定できるように方式をとることを思案していた。連合規約をその改正手続きによつて修正するという方法を取らずに、連合規約とは異なる憲法を採択し、連合規約の修正とは異なる手続きで発効させることを狙つたのである。人民は主権者であり、憲法の制定権力の所有者であるから、人民から授権された代表者の会議は新たな政治体制を構成できるというアメリカ革命が生み出した革命的憲法理論に拠つて、彼らは革命的手段を用いてその実現を期したのである。⁵⁸⁾ 実際、フィラデルフィア会議は、新たな合衆国憲法を採択し、その憲法の発効については九つの州による批准を条件とし、各州の批准を州議会ではなく、州の人民により特別に選挙された代表者会議によつて行われるべきことを定めることになる。こうして連合規約の改正規定を迂回する革命的手段がとられた。ロードアイランドはこの会議に欠席しており、全州の承認を早急に得ることは期待できなかったので、大部分の州の批准により憲法を発足させ、残つた州を後で参加させることにし、連合会議が重要案件を可決するときの九州という数が選ばれたのである。ただし連合会議はこのような革命的方策に反対しなかつた。連合会議は「連合規約改定を検討するために」フィラデルフィア会議の開催を支持し、連合規約とは異なる憲法が作られても、それを各州に送付して、その批准手続きの結果を受け入れた。連合会議は革命的手段の行使を承認することで、新たな全国的政府に道を譲つたのである。⁵⁹⁾

ヴァージニアが国民的英雄ワシントンを含む強力な代表団の派遣をいち早く発表したことは、この会議の威信を高める効果があり、他の州の態度にも影響した。連邦体制の改革への動きは、一七八七年には植民地指導層の間に州の政治状況への不安が高まつたことにより促進された。八六年八月から年末にかけてマサチューセツ西部で起こつたシェイズの反乱や他の州政府による負債者に有利な紙幣政策がその背景にあつた。マディソンはナショナルな政府の形成は、議会に代表される利益を多様化するとともに、共和政治の代表制の質を高めると考へていた。⁶⁰⁾

フィラデルフィア会議には、まずマディソンが起草したナショナルな政府を形成することを目指すヴァージニア案が

提出され、やがて対案として連合規約の改正手続きによりその改革を目指すニュージャージー案が提出されて、両案を巡って議論が対立したことはよく知られている。ニュージャージー案も連合会議体制の大幅な強化と改革を目指しており、連邦議会に課税権を認め（課税は関税・印紙税・郵税の三種とし、各州の分担金制度も存続させ、滞納の場合、連邦に一定の強制力をもたせる）、外国通商と州際通商についての規制権を与えること、連邦政府を立法・行政（立法部によって選出）・司法（行政部により選出）の三部門に分けることにしていた。また連合規約およびそれに基づいて制定された連邦法および外国との条約はそれぞれの州における最高の法であるという規定も盛り込まれていた。しかし主権国家として各州が対等の代表権をもつことは適当であり、その原則は全州の同意がなければ変更できないと主張した。そこにはニュージャージーなど小州の立場が反映されており、他方、人口に比例する二院制議会（第二院は第一院より選出）の創設を主張したヴァージニア案には大州の立場が反映していた。結局この対立は人民から直接選挙される第一院の議席は人口に比例して諸州に配分し、間接選挙の第二院は各州二議席とし議員は各州議会で選出されることで妥協が成立した。この妥協により、合衆国議会は下院は人民を代表し、上院は州を代表するという構成原理をもつことになり、それによりデモクラシーの進展の中でも上院は間接選挙制度を一九一三年まで続けることができた。

まとめられた合衆国憲法は州の行為についての禁止規定を増やして州の権限を狭め、他方で合衆国政府の権限を拡大強化し、同憲法およびそれに基づく合衆国法、外国との条約を「国の最高の法」と規定したから、その点ではナシヨナルな政府を形成しようとした人々を満足させるものであった。ただしそれは、ヴァージニア案の構想とはかなり違ったものであった。ヴァージニア案は合衆国政府を人民から選出された下院から積み上げる案であり、その政府を州政府の影響からできるだけ切り離そうという意図が見え、また州法に対する限定的拒否権を連邦に与える案も含まれていた。

この会議で最終的にまとまった憲法では、州は上院議員の選出に止まらず、他の点でも連邦政府を構成する上で重要な役割を与えられた。ドナルド・ルッツが数えたところでは、合衆国憲法には州について五〇回言及されていると

いう。⁽⁶²⁾ ヴァージニア案では合衆国議会により選出されることにしていた大統領についても、各州が選出した大統領選挙人により選挙されることになり、その選挙人（その州の上下両院の議員の総数と同数）の選出方法は州の自由な決定に委ねられた。また下院議員の選挙権は各州で州議会の第一院の選挙権を準用することになり、選挙の具体的実施方法も（日程も選挙区を設けるか否かも）州の決定に委ねられた。⁽⁶³⁾ 最終的な憲法案はヴァージニア案に比べ合衆国政府を組織する上での州の役割が大きくなり、その分連邦制的性格がより強くなって、諸州の批准会議でより広く受け入れられるものとなった。合衆国憲法の支持者たちは自らをフェデラリストと呼び、合衆国憲法は連邦制を存続させるものだと主張することがより容易になったのである。

合衆国憲法が作り出した政府は、この憲法によって与えられた権限の範囲においては、連邦の人民を一つの国民として統治するものであるから、「ユナイテッド・ステイツ」に「合衆国」という訳語を用いることを可能にしたのである。それはナショナルな政府、トクヴィルの言うように「連邦政府」というよりは不完全なナショナルな政府⁽⁶⁴⁾なのである。しかしアメリカでは、合衆国憲法下におけるこのような「合衆国政府」を通常「連邦政府」とも呼び、今日に至っており、またその他の国でもそのような政府を連邦政府と呼ぶようになった。それゆえ本稿でも「連邦政府」という言葉を「合衆国政府」の意味で用い、意味やニュアンスの区別なしに全くの同義語として併用する。

連合規約とは全く異なる合衆国憲法について賛否を求められた諸州では、当然ながら、この憲法に対する異論があった。とくに問題とされたのは、合衆国憲法に人民の基本的な権利を明記する諸条項（権利章典）がないことであった。フィラデルフィア会議でもこの問題は最後に議論されたが、不必要ということになった。ロージャー・シャーマンは各州憲法で人民の権利はすでに明示されており、合衆国憲法の下でもその権利の保障は有効だと述べて、不要論を主張し、その主張が支持された。⁽⁶⁵⁾ ハミルトンは『ザ・フェデラリスト』第八四論文で、連邦に限られた権限しか与えない憲法に権利章典を付けることはむしろ連邦権力の拡大を促す危険があると主張したが、説得力ある議論とは言えない

つた。⁽⁶⁶⁾ 人民に直接支配を及ぼす全国的な政府を創出しながら、人民の権利を保障する諸条項を欠いたことについて、憲法賛成派は批判者たちを説得できなかつた。またこの憲法では連邦に与えられていない権限は州にあることが前提とされているとしても、州の権利について明文の保障がないことは、重要な問題点とみなされた。そのため憲法批准の推進者たちは、多くの州の憲法批准会議で、憲法体制発足後に人民の諸権利と州の権利の保障を追加することを付帯決議として、ようやく憲法の承認を得ることができた。マディソンは合衆国下院議員として議会発足後まもなく、それら追加すべき条項を憲法修正一・二カ条にまとめ、議会の発議により各州に批准を求め、そのうち一〇カ条が批准され修正一・二条になった。九条まではもっぱら人民の権利の保障であり、最後の一〇条だけが州あるいは人民に残された権限に言及したものである。⁽⁶⁷⁾

合衆国憲法の発効は一七八八年、憲法に基づく政府が発足したのは八九年で、憲法修正一・一〇条が四分の三の州の批准を得て発効したのは九一年である。合衆国憲法体制の発足により、アメリカの統治体制にどのような変化が起こったのかについて、ここで整理してみたい。最大の変化はそれまで共和国としての州が構成する連邦であつたユニオンが、連邦共通の事柄については人民に対して統治権を行使する一個の共和国になつたことである。

第一に、基本的に変わらなかつた点を挙げれば、連合規約時代から戦争、講和、条約締結など連邦全般の利益に関わる事柄は連邦の権限領域であつたから、その点では合衆国憲法も基本的な違いはない。共同の防衛、自由の確保、全般の福利など連邦の目的は若干の表現の相違はあるが、両方の文書に共通している。合衆国憲法発効によつて変わったのは、その権限領域において権限を有効に行使できるだけの権力が与えられたことである。

第二に、連邦（合衆国）と州との力関係は合衆国憲法の制定により大きく変わった。より完全なユニオンを形成するために、合衆国（合衆国議会）の権限は多く列挙され、強化されたのに対して、他方、州の行為には多くの禁止規定が設けられ、制約が大きくなった。そのうえ、従来は連合規約の改正なしに連邦の権限を拡張する余地がなかつたのとは

異なり、合衆国憲法においては解釈による合衆国の権限拡張の可能性があつた。明文で認められた権限のみを行使した連合規約体制における連合会議と異なり、合衆国憲法修正第一〇条の、合衆国に与えられず、州に対して禁じられなかつた権限は州および人民にあるという規定には「明文で」という言葉はないから、したがつて憲法で合衆国議会で明示的に与えられた権限に合意される黙示的権限があるという、合衆国の権限についての憲法の「緩やかな解釈」が可能になつた。⁶⁶⁾

第三に、これが一番大きな変化であるが、合衆国憲法制定に伴い、州と合衆国との二重の共和制が成立した。連合規約が主権国家たる諸州の盟約という形式をとつていたのに対して、合衆国憲法は諸州の基本法とおなじく憲法 (constitution) の名称をもち、the United States の人民を制定権力者として成立し、権力分立の原則に基づいて構成された政府をもつ共和国となつた。⁶⁶⁾ しかしその政府の権限の範囲は合衆国全般に関わる事柄に限られ、それぞれの州固有の事柄はもっぱら州の権限領域であると理解された。それゆえ、連邦制の性格を保持する共和国という意味で、ゴードン・ウッドが名声を得た著作の表題を『連邦共和国の成立』としたように、連邦共和国——当時憲法の擁護者たちが使つた言葉を用いれば、‘confederate republic’——と呼ぶに相応しい。⁷⁰⁾ つまり彼らは複数国家の連邦だつた「連邦」という言葉と単数の「共和国」とを結合することにより、これまでの体制との連続性を主張しつつ新しい体制——連邦共和制——を創造したのである。日本語では連合規約と合衆国憲法の「連合」と「合衆国」とは非常に異なるが、連合規約における連邦の名称は‘the United States’であり、合衆国も同じく‘the United States’であつて変化はない。しかし後者が合衆国と訳されるのは、連邦が一つ国というべき実態をもつようになったからである。

第四に、合衆国憲法の連邦共和制は合衆国と州とがそれぞれ人民を支配する二重構造の制度であつたが、憲法は両者の管轄権の範囲や境界を明示したわけではなかつたから、具体的事例に関して、それを決めていく必要がある、その決め方、つまり憲法の解釈を巡つて時として深刻な対立が生じることは免れなかつた。そのような紛争の中で、合衆国政

府の政策に対する強い不満をもつ勢力から、いわゆる「州権論」が提起されて、連邦の統一を揺るがすようになり、一八六〇年代には連邦の分裂と南北戦争とを引き起こすに至るのである。

VI 合衆国憲法制定者としての人民と州

前節最後に述べたように、合衆国憲法体制発足をもって連邦国家アメリカは一応成立したとはいえ、連邦政治における対立は連邦制の性格をめぐる対立に発展した。そして連邦国家アメリカは一八六〇年代には連邦の南北への分裂、南北間の戦争、そして再統一という劇的な展開を経験したのである。合衆国憲法体制下における連邦制の歴史を詳しく述べるためには別稿が必要であるが、連邦国家アメリカの形成に関するエッセーとしてはそれについて短い概観を付けておくべきであろう。以下二節において憲法体制発足後から南北戦争までの時期を中心にアメリカの連邦制の問題について簡潔に述べることにする。

合衆国憲法の前文は「われわれ合衆国人民は……この憲法を制定する」（原文は注を参照）という有名な文言で始まる。この人民は一体としての合衆国人民なのか個々の州に別れている人民なのかは、議論が分かれたところである。この文章では前者であるように読めるし、憲法を既成の文書として読むならば、そう読むべきである⁽¹⁾。

他方、憲法は批准手続きについて「この憲法は、九つの州の憲法会議（Convention）による承認があるときは、その承認を行った諸州の間で発効する」と規定している。人民はそれぞれの州で代表を選んで憲法会議を行い、その同意により、合衆国憲法に基づく連邦に参加するのであるから、個々の州で個別的に承認行動をとり合衆国に参加することにより、彼らが自らの統治権の一部を委ねた合衆国の人民となるのである。したがって憲法前文をこれから批准される文

書として読むならば人民は個々の州に分かれた人民、批准が終わった文書として読むならば、一体化した人民と理解される。しかしこの憲法の発効により一体化した人民は、他方では各州の人民という性格を失わない。人民は彼らの統治権の別の一部を依然として州に委ねているからであり、それが連邦共和国たる所以である。個人としての人民は合衆国市民であるとともに一つの州の市民である。二重共和制は二重市民権を伴う。連邦と州とのそれぞれの権限の範囲を定めるのは、究極的には二重市民権をもつアメリカ市民自身なのである。

合衆国憲法体制の発足に尽力したマディソンは『ザ・フェデラリスト』三九論文で、人民は個々の州において行動し、合衆国憲法を承認したと述べている。⁽²⁾州民による承認はすなわち州による承認であるから、州はこの憲法制定における当事者であるといえる。それゆえ、合衆国憲法を解釈する権限は合衆国にのみあるのではなく、むしろそれは契約の当事者として州の権限であると主張することもできる。合衆国という連邦を生み出した当事者たる州の多数が共通の解釈を示せば、それが究極的な解釈となるべきではないか。このような論理にしたがつて、一七九八年に「州権論」を最初に打ち出したのは八七年の合衆国憲法のまとめに際して指導的な役割を果たしたマディソンその人であった。マディソンと彼の同志ジェファソンとは、「外国人法および治安法」と総称される一連の連邦法に対して、それを違憲と宣言する「ケンタッキーおよびヴァージニア決議」によつて対抗した。この事件の背景には連邦政治における政党対立の激化があった。一七八九年に発足した合衆国政府は、国民的信望あるワシントンの大統領として、内政外交の懸案解決に実績を挙げたが、彼の引退までには、党派的对立が発生し、九六年の大統領選挙ではフェデラリスト党とリパブリカン党とがそれぞれの候補者を出して争った。合衆国憲法が政党政治を想定しない憲法だったように、当時は党派的对立は共和制に有害なものと考えられていたので、二つの政党は違いに相手の正統性を認めず、連邦共和国に有害な集団とみなした。政権党のフェデラリストたちは野党のリパブリカンを国の統一を乱す分子とみなし、後者は前者に共和制を脅かす君主制的傾向を見いだした。そうした相互の不信感があつたために対立関係が緊張した九八年には、フェデラリ

スト党は外国人の攪乱活動を防止し、また親仏的なりパブリカン党の反政府活動を押さえるために、外国人法および治安法の制定を推進し、リパブリカン党の強い反発を呼び起こした。⁽⁷³⁾

マディソンはヴァージニア州議會を動かして彼が起草した決議を採択させた。その決議はそれらの法律を州および市民の権利に対する不当な侵害であり主権の一体化を狙うものであると非難し、州は合衆国憲法という契約の当事者として、その憲法に反する連邦政府の越権行為に対して「介入する」(interpose) 権利と義務があると主張した。ケンタッキー州も同様の決議を行つた(これはリパブリカン党から選出されていた当時の副大統領ジェファソン——当時の憲法の規定では最高得票者が大統領、次点者が副大統領になるため——によつて内密に書かれたものである)。両州は諸州の議會に同様の決議をすることを呼びかけ、多数の州の同調を得られれば、それをもつて連邦議會に両法の撤廃を迫るつもりであつたが、他の州の同調は得られず、北東部および中部諸州は連邦法から生じる事件については連邦裁判所のみ裁定権があり、州議會にはその権利はないという立場をとつた。そのため、マディソンもジェファソンも州レヴェルでのそれ以上の行動を断念し、それら法律の撤廃を次の合衆国の諸選挙における人民の審判に委ねることにした。⁽⁷⁴⁾ 一八〇〇年の選挙におけるリパブリカン党の勝利により、これらの法律はまもなく廃止された。

主権が連邦と州とに分有されているという見解は、合衆国憲法の擁護者たちが合衆国憲法の批准を容易にする意図もあつて一七八七—八八年に表明したものであり、例えば『ザ・フェデラリスト』論文でもハミルトンやマディソンはどのように主張していた。⁽⁷⁵⁾ 州が部分主権を有するという主張それ自体は当時の常識的な見解であつたが、州が連邦法の違憲性を判断して「介入する」権利を主張したことがこれら決議の新しいところであつた。そのような州の権利の主張は一八一四年末には、今度はリパブリカン党政権の出港禁止政策と対英戦争(一八一二年戦争)政策に強い不満を抱いたニューイングランド諸州のフェデラリストたちによつて主張された。彼らの間では連邦脱退論も囁かれたが、彼らがそれら諸州の代表として参集したハートフォード會議の決議は原則的に違憲立法に対する州の「介入」権を主張しただけ

で、あとは若干の憲法改正を提唱したにすぎない穏やか文書であつた。ちなみに彼らの運動は戦争が一五年一月には終結したために、格好の悪いものとなり、戦後のフェデラリスト党の凋落に一役かつた。⁷⁶ 連邦政治はフェデラリスト党の衰退後リパブリカン党の一党時代を経験するが、二〇年代後半には再び二大政党制へと再編成されていった。

連邦法についての司法審査権はアメリカ合衆国憲法下の政治制度における特徴的な原則になつたが、それについては合衆国憲法には明文の規定がなく、よく知られているように、判例によつて形成されたものである。一八〇三年にあまり政治問題化しない事件を取り上げて、その最初の判例をつくつたのが、一九世紀の最初の三五年間最高裁判所首席判事を勤めたジョン・マーシャルであつた。彼はナショナリストとして連邦の権限領域を確立することに尽力したが、彼はまた州の正当な権限を連邦政府による侵害から守ることも同様に合衆国司法部の役割であると主張し、合衆国憲法の解釈者としての合衆国司法部の立場を確立することを使命とした。マーシャルも合衆国憲法の下では連邦も州もそれぞれ限定された主権を保持していると考えていた。⁷⁷

最高裁におけるマーシャルの時代が終わる一八三〇年代に、それまでのものより過激な州権論が登場してアメリカの政界を揺るがした。一八二八年に合衆国議会で党派的駆け引きの産物として高率の保護関税が成立したことに對する不満からサウスカロライナ州で州権論が高まつた。当時副大統領だつた同州の有力政治家ジョン・カルフーンはそのような州内の動向を意識して州権論者となり、独自の合衆国憲法解釈を展開した。関税の課税権は合衆国憲法により連邦政府の専権とされた権限である。しかし彼は、合衆国憲法が連邦共通の利益とともに個々の州の利益を増進することを目的とする諸州の契約であるから、連邦法は連邦議会とともに各州の議会で多数の支持を得るものでなければならぬと主張した。サウスカロライナ州の政治家たちはこのような議論を踏まえて、それぞれの州は州民に損害を与える連邦法を違憲とし、その州内でその法律を無効としその実施を阻止する権利があると主張した。もし連邦がその権利を力で抑圧しようとするなら、州は連邦から脱退する憲法上の権利があるという議論である。これはヴァージニアケンタッキ

一決議などよりもはるかに先鋭な州権論であつた。マデイソンは各州は合衆国憲法によつて、一つのナショナルな結合を形成した以上、もはや合衆国から脱退する憲法上の権利はないと考へていた。一方、サウスカロライナの州権論は連邦独自の権限領域を否定し、主権国家としての州による州内での連邦法の実施の拒否を正当化し、そして連邦からの脱権もあると主張するものであつた。⁷⁶⁾

一八三二年にはそのような議論がサウスカロライナ政界で主流となり、同州議會は二八年および三二年の関税法の州内実施を拒否するという強硬な決議を行つた。カルフーンは副大統領を辞任して出身州に戻り、州の立場を支持した。アンドルー・ジャクソン大統領はサウスカロライナの反逆的姿勢に強く反発し、軍隊による強制も辞さぬ態度をとつた。彼は合衆国憲法の制定者は人民であつて州ではない、州は人民がネーションのために設立した政府の一体性を壊すことはできないと主張した。大統領が強硬姿勢をとる一方、それとともに、議會では事態收拾のため妥協的関税法が成立したので、サウスカロライナは態度を軟化させ、関税法の実力阻止を中止した。⁷⁷⁾

ジャクソンはサウスカロライナの無効宣言に対しては強硬な方針で望んだが、彼は基本的には連邦権力の拡大に反対する分権論者であつた。彼の前任者ジョン・クインジー・アダムズや一八三二年選挙の政敵だつたヘンリー・クレイらが提唱した「アメリカン・システム」構想は彼には受け入れがたいものであつた。アダムズは連邦政府主導での規律ある国内開発、産業発展のための適度な保護関税、合衆国銀行による通貨の管理、連邦大学設立による人材育成などの構想を抱いていたが、当時のアメリカには連邦権限の拡大を嫌う古風な共和主義者たちが残つており、他方では連邦主導を排して自由な発展を望む地方的企業家が台頭していた。ジャクソンは民主主義・反エリート主義のレトリックをもつて保護関税を除く「アメリカン・システム」構想に反対し、二つの反対勢力双方の支持を得、また参政権の拡大により政治参加の機会をもつた人々を引き付けた。彼は政治の民主化の波にのつて当選した最初の大統領であつた。二八年までに大統領選挙人の選出はほとんどの州で有権者の投票によつて行われ、政党が大統領候補を決めて選挙戦に望むよう

になると、大統領選挙も有権者に身近なものになった。彼の政党は民主党と名乗り、かつての名望政治家の全国的グループとしての政党ではなく、有権者を選挙に動員する地方および州組織の連合となった。そのような組織としての政党の発達は、連邦政治を国内に対立を引き起こす重要問題——奴隷制度の問題はもちろんその最たるものであった——に向かい合うよりも、それを回避しつつ地方的利害を満足させる方向へと連邦政治を進めることを助長した。そのような傾向は政治的摩擦を少なくして、市民の自由な活力をアメリカの発展に向ける連邦制の利点を發揮させたといえるが、アメリカの急速な発展の間に奴隷制度の問題は合衆国の政治体制の中でますます解決困難なものになっていった。⁽⁸⁾

しかし奴隷制度の問題を避け続けることはできなかった。一八五〇年代に奴隷制度の問題が連邦政治の最大の争点になると、連邦脱退論を全面に押し出す州権論が南部諸州で力を得た。サウスカロライナ州はこの時期にも依然脱退論の急先鋒であったが、三二年との違いは南部の多くの州で脱退論が強くなったことであつた。一九世紀の前半、アメリカは急速な膨張の時代を経験した。領土は太平洋岸にまで広がり、国の人口が急速に増大しアパラチア山脈以西地方への入植人口が急増した。連邦を構成する州の数は当初の一三州から五九年までに三三州に増えた。新しい州の居住者は主として大西洋岸の諸州からの移住者だつたから、州の数が増えた割には、文化的多様性は増大しなかつた。そのことは州の増大に伴う統合の問題を容易にした面もあつた。しかしむしろそのことがやがて連邦共和国の分裂をもたらすことになる。それは奴隷制度がアメリカ文化の多様化ではなくその二分化をもたらしたからである。

独立前には一三のどの植民地にも制度としては存在していた奴隷制度は独立後、北部諸州では即時あるいは漸進的に廃止され、西北部領土法により西北部では奴隷制度は禁止された。南部諸州では奴隷制度は維持されたが、チェサピーク地域諸州では多くの奴隷が解放された。それより南では奴隷制度への執着が強く、とくにサウスカロライナ州はイギリス軍に連れ去られた奴隷喪失を埋め合わせる必要を主張し、合衆国憲法に奴隷の輸入を一八〇八年より前に禁止してはならないという保障を書き込ませた。しかし当時のアメリカには奴隷制度を好ましくない制度と認める雰囲気は広く

存在した。そのため合衆国憲法では奴隷制度は保護されたけれども、条文では奴隷とか奴隷制度という言葉は使われず、婉曲に表現されていた。^⑧

奴隷制度に新たな活力を与えたのはイギリスでの綿需要の急増に促されて南西部に拡大した綿の栽培である。ノースカロライナ、サウスカロライナ、ジョージアからテキサスに至る地域に綿の栽培地が広がり、綿の栽培と結び付いて、それらの地域に奴隷が持ち込まれた。そうなるに奴隷制度は南部諸州に不可欠な制度とされ、それを積極的に擁護する議論が盛んになった。一九世紀初頭には穏やかな奴隷解放運動は南部にも支持者があつたが、一八三〇年代には奴隷制度反対運動は北部のみの運動となり、即時廃止を唱えるアボリショニストの運動も始まつた。アボリショニスト運動は北部でも少数者の運動だつたが、北部では西部の新領土への奴隷制度の拡張に反対する運動が次第に勢いを得た。西部の発展につれて、アメリカは自由州と奴隷州とに別れ、自由共和国文化圏と奴隷共和国文化圏ともいうべきものが形成されていった。

偉大な連邦共和国アメリカを誇りとするナショナリズムは定着してしたが、連邦共和国がアメリカ人の帰属意識を独占することはなく、多くのアメリカ人にとつて第一の帰属対象でもなかつた。それぞれの州も彼らの国であり、州や地方社会への帰属意識が強かつた。それに加えて、一九世紀半ばに向かつて、奴隷制度を共有し、その制度の正統性を共通の信条とする諸州の間に連帯意識が生じ、奴隷制度の重要性の薄い中間地帯の数州を除く奴隷州には「南部」というセクションのアイデンティティが発達した。それに対して北部には「自由州」というアイデンティティが生じた。この時期のカルフーンは未完に終わる政治論を執筆していたが、彼の論点が連邦法に対する州の拒否権の主張から、多数利益集団（自由州）に対する少数利益集団（奴隷州）の拒否権の主張へと移つたのは、そのような状況の反映であつた。^⑨

合衆国議会における妥協工作「一八五〇年の妥協」によつて取まつたものの、五〇年には南部の幾つかの州で合衆国から脱退する運動が盛り上つた。人口が増えたカリフォルニアの住民が奴隷制度を禁止する州憲法を作り、州とし地位

の承認を合衆国議会に求め、議会で南北の対立が激化したことが紛争の直接のきっかけであるが、西部の新領土への奴隷制度の拡張に反対する機運が北部で強くなってきたことが南部白人に合衆国脱退の動きを起こさせたのだといえよう。五〇年代には、北部と南部とがそれぞれの立場の正統性をかけて争うことが連邦の政治の基調となった。北部は合衆国における奴隷制度の正統性を奪うことを狙い、南部はその正統性を確立することを狙った。五七年ドレッド・スコット事件判決における、合衆国領土の奴隷制度を禁止する連邦権限を否定したロジャー・トーニー首席判事の判決は合衆国における奴隷制度の正統性を確立しておこうという南部人の焦りを反映したともいえよう。しかしその判決はそれまで南部が連邦政治に影響力を及ぼす手段としてきた民主党の南北分裂をもたらし、共和党のエイブラハム・リンカーンの大統領当選を可能にするのである。北部人はその判決に反発して奴隷制度の地域的拡大に反対する共和党への支持を強めた。⁽⁸³⁾ 北部の幾つかの州は強化された逃亡奴隷法の実施を拒む州法を制定し、それを州権論に基づいて正立化⁽⁸⁴⁾した。エイブラハム・リンカーンが言ったように、「アメリカには「半ば奴隷、半ば自由という状態をいつまでも続けることはできない」状況が来ていた。⁽⁸⁵⁾

一八五〇年代に新たに州としての地位を認められた三州はいずれも自由州で連邦政治における南北の均衡は明らかに揺らいだ。合衆国の政治における南北の比重が次第に後者に傾くことを憂慮した南部は六〇年のリンカーンの大統領当選を機会に南部七州が連邦から脱退して新たな連邦（アメリカ連合国 the Confederate States of America）を形成し、南北戦争勃発後ヴァージニアなど四州が合衆国を脱退して南部連邦に加わった。

それら七つの州は特別の州民会議を開いて、非奴隷州が奴隷州の権利にますます敵対的になっていることを理由として連邦からの脱退を決議し、そして一八六一年三月各州の代表の会議で新連邦の憲法を採択した。連合国憲法前文の「われわれ連合国民は」という文言は合衆国憲法と同じであるが、その後「各州が主権と独立を有する主体として行動する」という修飾語がついていた点に特徴があった。連邦に与えられた諸権限は合衆国憲法の場合とほぼ同じであ

つたが、奴隷という言葉が公然と用いられ、奴隷所有者の権利を害する立法は禁止され、所有者は国内どの地域にも奴隷をつれて移住できることとされた。ただし合衆国以外の外国からの奴隷の輸入は禁止された。「国内改良」(交通インフラなどの整備)は州の権限とされ、また六条ではこの憲法で「連邦に与えられず、州に対して禁止されていない権限はそれぞれの州およびその州の人民にある」と規定し、「人民」を「その州の」と修飾して、州主権と整合させているが、「明文で」という文言がないことは合衆国憲法修正一〇条と同じであった。アメリカ連合国憲法は、これらの違いを除いては合衆国憲法とほぼ同じであり、極端な州権論は条文に明文で書き込まれていなかったが、従来から南部の指導者が合衆国憲法を彼らの州権論に即して解釈できたことを考えれば、それはむしろ当然のことといえよう。⁽⁸⁶⁾

Ⅶ 南北戦争後のアメリカ連邦制——変化と連続性

南北戦争における北部の勝利、南部の敗北により、連邦体制にどのような変化が起こったといえるであろうか。次のようにまとめられるであろう。

第一に、州主権に基づいて主張された州の連邦脱退権が完全に否定されたことである。合衆国政府は南部諸州の連邦脱退を認めず、その戦争行為を反乱として扱った。戦争は南部では「諸州間の戦争」であったが、合衆国では反乱を鎮圧した「内戦」であった。戦後合衆国は反乱州を合衆国軍の軍政の下におき、反乱政府の公職者の参政権を一時剥奪し、それらの州が合衆国政府の条件を受け入れた新たな州憲法を制定して、それに基づく政府を形成したときのみ、合衆国の州の地位の回復を認めることにした。この戦争後は南部指導層も連邦脱退権を主張することはなくなった。それでもなお州に主権があると主張する人々がいたが、彼ら主張はもはや影響力に乏しかった。後に大統領になる政治学

者ウッドロー・ウィルソンは一八九三年に、合衆国の権力の行使は州の存在によって制限されているが、合衆国と州との権限の境界を決める権限は合衆国にあるから、主権は合衆国にあり、州はいわば主権なき国家であると論じた。⁽⁸⁷⁾

第二に、合衆国政府は三つの憲法修正により、それまで州の権限とされてきた奴隷制度の廃止を定め(修正一三条)、それまで連邦法により定義されていなかった合衆国市民権を定義し、その権利を州による侵害に対して保障し(修正一四条)、これまで各州の裁量に任せていた投票権における人種差別を合衆国と州の双方に対して禁止した(修正一五条)。このようにして、合衆国政府は黒人を奴隷身分から解放するだけでなく、彼らを市民として積極的にアメリカ社会に統合していくことに着手したように見えた。

第三に、合衆国政府は南北戦争まで南部との妥協のために実現を阻まれていた国内開発と産業発展のための諸政策(国法銀行法、保護関税、自営農地法、森林鉱山開発のための公有地譲渡、大陸横断鉄道建設の助成など)を推進し、この面での連邦権限を積極的に活用した。⁽⁸⁸⁾

第四に、以上述べた新たな展開にもかかわらず、連邦制の理念には従来からの連続性があつた。依然として、合衆国憲法は合衆国と州とにそれぞれ固有の権限領域を与えているという考え方は変わらなかつた。州内の事項は州の管轄権だという考え方が継続した。二〇世紀初頭、アメリカで労働条件の規制などの社会立法が導入されるようになって、州内の問題は州の管轄権であるとみなされた。例えば船員のように州の管轄を越えた労働者の労働条件は連邦法によって規制されたが、州内の作業場における児童労働を州際通商に結びつけて禁止しようとした法律は合衆国最高裁判所により、違憲とされた。⁽⁸⁹⁾ エドワード・コーウィンによつて「二重連邦主義」とよばれたこの連邦制理念は南北戦争後も存続し、一八七〇年代以降の最高裁の判事たちはこの連邦制における州の権限——「破壊できない連邦の中の破壊できない州」の権限——を擁護することに配慮したのである。⁽⁹⁰⁾

第五に、この「二重連邦主義」の理念は合衆国最高裁判所の判事たちによつて修正一四条の意味が狭く解釈されるこ

とを許し、アフリカ系市民の権利を守ろうとする合衆国議会の立法の効力を骨抜きにした。一八八三年の「市民的権利訴訟」判決において、最高裁は、市民が社会生活における公共的な場所での差別を禁止した一八七五年の市民的権利法を違憲とする判決を下した。その理由は最高裁の多数意見によれば、修正一四条は州に対して合衆国市民の権利を侵害することを禁じたのであり、一般市民が他の市民を差別することを禁じたものではないからであった。⁹¹つまり、市民生活上の問題を取り締まるのは州の管轄権であつて連邦の管轄権ではない。連邦はその州の管轄権に一定の条件を課したにすぎず、州は合衆国市民の権利を侵害する州法を制定することはできないが、市民が他の市民を差別することを禁じる州法を制定するか否かは州の自由なのである。修正一四条のこの解釈は今日においても基本的に変わっていない。一九六四年の市民的権利法（公民権法）では社会生活上の差別の禁止は州際通商規制権によるものとされたという。⁹²

合衆国最高裁判所は州の公権力による人種差別についても、その定義を限定することによつて、修正一四条一五条の効果をさらに無力なものにした。一八九〇年代から二〇世紀初頭にかけて、南部諸州は公共的施設での人種分離を徹底したが、最高裁は一八九六年の「分離しても平等」という原則によつてそれを容認し、また同じころ南部諸州でとられた黒人市民から投票権を事実上剥奪する政策についても、直接的な人種差別でないかぎり、投票権の制限を州の権限内とみなしたのである。北部の白人も人種差別意識をもっており、南北関係の修復を望むようになっていたから、北部の世論はそのような南部の黒人差別政策を黙認した。⁹³

二〇世紀の間に、アメリカで高度産業社会が発展し、世界大国として国際政治への関与を深め、人種差別性差別撤廃など平等のための新たな運動が高まってくると、アメリカの連邦制もそれに対応して、大きな変化を遂げた。従来、州の固有の管轄権の領域と見なされていた分野に連邦が介入するようになった。一九〇八年に、ウッドロー・ウィルソンは「合衆国議会に与えられた権限と州に残されている権限との定義は、国民生活が時代とともに変わるにつれて、つねに変化していく」と、変化を強調したが、彼の予見したさらなる変化は、とくに一九三〇年代以降に起こった。⁹⁴そして

一九五〇年にはコーウインは伝統的な「二重連邦主義の終焉」を語った⁹⁵。連邦と州との間にそれぞれ固有の権限領域があるとする連邦主義は過去のものになったのである。今日では州は多くの面で連邦の政策にしたがって連邦と共同している。しかし依然として州は州内のことがらに関しては、連邦法に反しない範囲で、広範な権限を有しているし、連邦が元来州固有の管轄権とされていた分野に介入する場合は、憲法の何らかの条項に基づいて、それが正当化されなければならないのである。市民たちの日常生活に関する法の多くが州法であることに変わりはない⁹⁶。

注

◎本稿は聖学院大学総合研究所のEU研究プロジェクト（研究代表・大木雅夫教授）の研究分担者としての中間報告である。この研究会のメンバーに加えられ、欧州統合過程との比較において連邦国家アメリカの形成過程について改めて考える機会を与えられたことに感謝し、また研究会での口頭報告の際にメンバーの諸氏から有益な示唆を得られたことに謝意を表したい。

(1)「連合と恒久的ユニオンのための規約」は通常「連合規約」として知られるが、正式には“Articles of Confederation and perpetual Union between the states of…”である。なお“union”の語が大陸会議の公式声明に登場するのは、一七七五年七月の「武器を取る理由の宣言」が最初である。七四年の第一次大陸会議の「宣言および決議」では不買・不輸入闘争のための「連盟」(association)が結成された。Samuel Eliot Morison, ed., *Sources and Documents Illustrating the American Revolution, 1764-1788* (2nd ed., 1965), pp.122-25, 144, 178, 292. アメリカ革命期の主要文書集としてはモリソン編の史料集が便利であるが、日本語訳の史料集としてアメリカ学会訳編『原典アメリカ史』第二巻『革命と建国』（岩波書店、一九五一年）、研究社『アメリカ古典文庫』第一六巻、斎藤眞・五十嵐訳編『アメリカ革命』（一九七八年）と、建国期の主要な著作を採録し

た中央公論社『世界の名著』の二三巻 松本重治編『フランクリン、ジェファソン……』(一九七〇年)を参照した。

- (2) Michael Kammen, *A Machine That Would Go of Itself: the Constitution in American Culture* (New York, 1987), 91. なおカメンの著作はこの憲法がアメリカ文化史において果たした意味の研究として示唆に富む。

- (3) 山口の著書は啓文社、研究案内は東京大学出版会の刊行。五十嵐の論文は『年報政治学・一九九〇』(一八世紀の革命と近代国家の形成)(岩波書店、一九九一年)に発表され、最近の著書『覇権国アメリカの再編』(東京大学出版会、二〇〇一年)に再録。長田の著作は(東京大学出版会、一九九二年)。スロウロネクの著作は Stephen Skowronek, *Building a New American State: The Expansion of National Administrative Capacities, 1877-1920* (Cambridge, 1982) を参照。

- (4) 合衆国憲法制定当時の理解では 'confederate (confederation), 'federal (federation)' の間に意味の相違がなかったことについては、タムプソン下の論文に詳しく説明がある。Martin Diamond, "What the Framers Meant by Federalism," in Robert A. Goldwin, ed., *A Nation of States: Essays on the American Federal System* (Chicago, 1963), 24-41. 参考 Jackson Turner Main, *The Antifederalists: Critics of the Constitution, 1781-1788* (Chicago, 1961), ix-x; Garry Wills, *Explaining America: The Federalist* (Garden City, NY, 1981), 169-75 を参照した。

- (5) 齋藤眞『アメリカ革命史研究』(東京大学出版会、一九九二年)一一一—一八頁。この本には植民地時代における連合の系譜について啓発的な考察がある。

- (6) 植民地時代末期の植民地社会の階級については、Richard Hofstadter, *America at 1750: A Social Portrait* (New York, 1973), 131-79; Jack P. Greene, "An Uneasy Connection: An analysis of the Precondition of the American Revolution," in Stephen G. Kurtz and James H. Hutson, eds., *Essays on the American Revolution* (Chapel Hill, NC, 1973) にみれば、エリートと一般指導層は自由な成年男子の三二五パーセント、指導層ではないが政治過程に参加したといえる階層は地方により異なるが、六〇—九〇パーセントであったと推定されること。

- (7) Richard L. Merritt, "Nation-Building in America: The Colonial Years," in Karl W. Deutsch and William J. Foltz, eds., *Nation-Building* (New York 1963), 61. 参考 Merritt, *Symbols of American Community, 1735-1775* (New Haven, 1966) を参照した。

- (8) Henry Steele Commager, ed., *Documents of American History* (2 vols., Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1973), I, 32-34, 38-39, 42-43. アメリカ史全般の史料集としてロマンジャー編の史料集を参照した。なお航海法貿易法を含めて植民地時代の詳しく

史料集として Merrill Jensen, ed., *American Colonial Documents to 1776* [English Historical Documents, IX] (London, 1955) がある。コビーの著る分のみを参照した。

- (9) Michael Kraus, *Intercultural Aspects of American Culture on the Eve of the Revolution* (New York, 1928), 21-40.
- (10) Max Savelle, *Seeds of Liberty: The Genesis of the American Mind* (Seattle, 1965), 566-75.
- (11) Arthur M. Schlesinger, *Prelude to Independence: The Newspaper War on Britain* (New York, 1958), pp.41, 303-04.
- (12) Richard Middleton, *Colonial America* (3rd ed., London, 2002), 457-58. 本国との紛争の時代といふべき独立前の十数年間にニューヨークランド諸植民地とニューヨークおよびペンシルヴァニアとの間での領域を巡る紛争が目立った。これらは現地住民相互の紛争で、双方の植民地総督が解決のため協議した紛争はマサチューセッツとニューヨークとの一七七三年の紛争だけである。グリーンマウンテン・ボーイズの反乱とよばれる紛争は、帰属に関して隣接植民地間で対立があるニューヨーク北東部にニューハンプシャーから入植した小農民がニューヨーク州の権利書をもつ農民を武装して攻撃し、前者がニューヨーク植民地と争った紛争。前者は王に提訴し差し止め命令を得たが、紛争が続いた。グリーンマウンテン・ボーイズは革命戦争中、独自の州ヴァーモントを形成、ようやく九一年に州としての地位を認められた。植民地間紛争で戦闘が繰り返された例として「ヤンキー・ペンナイト戦争」とよばれるものがある。ペンシルヴァニア西部でコネティカット植民地発行の権利書によって入植した住民とペンシルヴァニア植民地発行の権利書によって入植した住民とが一七六九年から八四年まで断続的に戦った。これは現地の住民同士の武力闘争であり、植民地(州)政府が直接関与したものでない。
- (13) Louise B. Ketz and Joseph G. E. Hopkins, eds., *Dictionary of American History* (8 vols., rev. ed., New York, 1976), VII, 353.
- (14) Richard Koebner, *Empire* (New York, 1961), 86, 105-30; Richard Van Alstyne, *The Genesis of American Nationalism* (Waltham, MA, 1970) ちいさな強調として。
- (15) John Adams to Nathan Webb, Oct. 19, 1755, John Q. Adams, ed., *Works of John Adams*, (10 vols., Boston, 1850-56), I, 23.
- (16) Max Savelle, *The Origins of American Diplomacy: The International History of Anglo-America, 1492-1763* (New York, 1967), 553.
- (17) Paul A. Varg, "The Advent of Nationalism, 1754-1776," *American Quarterly*, Vol. 16 (1964), 169-82.
- (18) Van Alstyne, *The Genesis of American Nationalism*, passim.

- (18) Tadashi Aruga, "Revolutionary Diplomacy and the Franco-American Treaties of 1778," *Japanese Journal of American Studies*, No.2 (1985), 59-100.
- (19) 「自由の帝国」はジェファソンの一七八〇年の言葉、明石紀雄「トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念」(ミネルヴア書房、一九九三年)、一七頁を参照。
- (20) 有賀『アメリカ革命』(東京大学出版会、一九八八年)、四五―五六頁。
- (21) 決議の引用は斎藤・五十嵐『アメリカ革命』一〇〇―一〇四頁から、また有賀『アメリカ革命』、五七―六七頁を参照。
- (22) 斎藤『アメリカ革命史研究』一一八―一二七頁に連邦案としての考察がある。その文書の訳は斎藤・五十嵐訳編著、九七―九九頁にある。ギャロウェイ案否決から連合規約発効までの連邦形成をめぐる政治過程を保守派対民主派の図式の中で解釈した代表的な著作は Merrill Jensen, *The Articles of Confederation: An Interpretation of the Social-Constitutional History of the American Revolution, 1774-1781* (Madison, 1940) を参照。
- (23) 連合会議を含む大陸会議の通史としては Edmund Cody Burnett, *The Continental Congress* (New York, 1941, 1961) が依然として有益であり、Jack N. Rakove, *The Beginnings of National Politics: An Interpretative History of the Continental Congress* (New York, 1979) は比較的新しい通史的研究で、示唆に富む。
- (24) 有賀『アメリカ革命』、八九―一〇八頁。
- (25) 同、九五―九六頁。
- (26) 同、一六九―九八頁。
- (27) 連合規約の全文は Morison, ed., *Sources and Documents, 1778-86* 訳は斎藤・五十嵐、一六五―七三頁に採録されている。
- (28) Rakove, *Beginnings of National Politics*, xvi, 172-85.
- (29) 大陸会議による権限掌握や連合規約で認められた連邦(連合会議)の権限を革命期アメリカ人の連邦的英帝国観との関連で理解することについては、斎藤の『アメリカ革命史研究』とグリーン『周辺と中心』から示唆を得た。グリーン『著作は主として英帝国における植民地と中心との間の権限分割の原理と実質に関する研究であるが、同様の権限分割が独立後のアメリカの連邦制においても常に問題になったという観点から、最後の二章を独立から合衆国憲法成立までに充てている。』 Jack P. Greene, *Peripheries and Center: Constitutional Development in the Extended Politics of the British Empire and the*

- United States, 1607-1788* (Athens, GA, 1986). 亦た Andrew C. McLaughlin, "The Background of American Federalism," *American Political Science Review*, Vol. 12 (1918), 215-40 を参照。この論文は Kermit L. Hall, ed., *Federalism: A Nation of States: Major Historical Interpretations* (New York, 1987) にリプリントされている。ホルルの編書はアメリカの連邦制に関する必読の論文とよくおなじみの論文のリプリントを集めた本として便利である。
- (30) Worthington C. Ford, ed., *Journal of Continental Congress (JCC)* (34 Vols., Washington, D. C., 1904-37), V, 549-51. 本稿作成に際して JCC を参照する余裕がなかったが、他の論文作成のために参照した部分については、出典を JCC としている。
- (31) 筆者が今まで読んだ限りでは、当時の文献には講和後、英帝国の重商主義体制から締め出されることを恐れた様子はない。
- (32) Felix Gilbert, "The New Diplomacy" of the Eighteenth Century," *World Politics*, vol. 4 (1951), 1-38; Aruga, "Revolutionary Diplomacy," *loc. cit.*, 61-64.
- (33) 通商規制権問題に焦点を当てて合衆国憲法制定会議の背景を論じた著作は William Winslow Crosskey and William Jeffrey, Jr., *Politics and the Constitution in the History of the United States*, (3 vols., University of Chicago Press, 1953, 1980) の第三巻である。最初の二巻はクロスキーの著作として一八五三年に刊行されたもので、当時の用語法を詳しく検討して合衆国憲法の「諸州間の (among) 通商」とは「州際通商」のみならず「州内通商」をも意味していたという独自の解釈を提示した。第三巻は独立戦争中からの通商規制問題の議論の展開をそのような観点から通観している。
- (34) James H. Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870* (Chapel Hill, 1978), 3-247, ページ 220-222.
- (35) 有賀『アメリカ革命』九三―一九三―一九四頁。
- (36) Burnett, *Continental Congress*, 472-501; Jensen, *Articles of Confederation*, 198-224.
- (37) E. James Ferguson, *The Power of the Purse: A History of American Public Finance* (Chapel Hill: Univ. of North Carolina Press, 1961), 25-51.
- (38) *Ibid.*, 51-56.
- (39) Merrill Jensen, *The New Nation: A History of the United States during the Confederation, 1781-1789* (New York: 1950), 46-49.
- (40) JCC, XII, 1048.
- (41) Ferguson, *Power of the Purse*, 125-38.

- (42) Burnett, *Continental Congress*, 527-35.
- (43) Richard H. Kohn, *Eagle and Sword: The Beginnings of the Military Establishment in America* (New York: Free Press, 1975), 17-39; Ferguson, *Power of the Purse*, 155-67.
- (44) Ferguson, *Power of the Purse*, 174.
- (45) 有賀『ブメリカ革命』二〇三頁。
- (46) Crosskey and Jeffrey, *Politics and the Constitution*, III, 132-201. Allan Nevins, *The American States during and after the Revolution 1775-1789* (New York, 1924; reprint ed., 1969), 557-63.
- (47) Burnett, *Continental Congress*, 634-35; H. James Henderson, *Party Politics in the Continental Congress*, (New York, 1974), 360-66.
- (48) Kohn, *Eagle and Sword*, 45-60.
- (49) Kohn, *Eagle and Sword*, 60-72; Harold Sprout and Margaret Sprout, *The Rise of American Naval Power, 1776-1918* (Princeton, 1969), 15; E. Wayne Carp, "The Problems of National Defense in the Early American Republic," in Jack P. Greene, ed., *The American Revolution* (New York, 1987), 14-50.
- (50) Ferguson, *Power of the Purse*, 220-50.
- (51) Jackson Turner Main, *The Antifederalists: Critics of the Constitution, 1781-1788* (Chapel Hill, 1961), 283-84.
- (52) Cathy Matson and Peter Onuf, "Toward a Republican Empire: Interest and Ideology in Revolutionary America," *American Quarterly*, Vol. 37 (1985), 526-31.
- (53) Merrill Jensen, *The New Nation*, 350-59; Peter Onuf, "Toward Federalism: Virginia, Congress, and the Western Lands," *William & Mary Quarterly*, Vol. 34 (1977), 353-74.
- (54) Richard B. Morris, ed., *Encyclopedia of American History* (6th ed., New York, 1982), 134; Burnett, *Continental Congress*, 665; Matson and Onuf, "Republican Empire," *loc. cit.*, 496-531.
- (55) Kenneth Silverman, *A Cultural History of the American Revolution, Painting, Music, Literature, and the Theatre, 1763-1789* (New York, 1987), 454-588.

- (56) Peter Onuf, "Liberty, Development, and Union: Visions of the West in the 1780s," *William & Mary Quarterly*, Vol. 43 (1986), 179-213.
- (57) Crosskey and Jeffrey, *Politics and the Constitution*, III, 315-24. スメインとの条約問題で北東部諸州と対立したマディソンがそれにもかかわらずマディソナルな統合の強化に積極的だったのは南部の人口と州の数が近い将来急速に増大し、連邦内の勢力関係が変わることを予想したからである。Drew McCoy, "James Madison and Visions of American Nationality in the Confederation Period: A Regional Perspective," in Richard Beeman, et al, eds, *Beyond Confederation: Origins of the Constitution and American National Identity* (Chapel Hill, 1987), 226-59 を参照。
- (58) Robert Palmer, *The Age of the Democratic Revolution, I: Challenge* (Princeton Univ. Press, 1959), 49-178; Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic* (Chapel Hill, 1969). Bruce Ackerman, *We the People [I. Foundations]* (Cambridge, MA, 1991), [II. *Transformations*] (1991) は合衆国憲法体制の創設、南北戦争後の再建体制の形成、ニューデール国家の形成をアメリカ憲法史上の三つの革命期ととらえ、その革命的変革の過程を分析するアメリカ憲政史の研究として示唆に富む。
- (59) Burnett, *Continental Congress*, 669-726. 一七八九年四月合衆国政府は一州の批准を得たところで発足した。当初二州は除外されていたのであるから、連合規約時代の二三州の連合とは明らかに断絶がある。ノースカロライナは同年一月に、ロードアイランドは九〇年五月に合衆国憲法を批准して合衆国に加わった。Ackerman, *Transformations*, 57-65.
- (60) このようなマディソンの政治思想については五十嵐武士『アメリカの建国——その栄光と試練』(東京大学出版会、一九八四年)、二章(五二—八八頁)が参考になる。ハミルトンの政治思想については中野勝郎『アメリカ連邦体制の確立——ハミルトンと共和政』(東京大学出版会、一九九三年)を参照。
- (61) 有賀『アメリカ革命』二二—一八頁。両案のテキストはMax Farrand, ed., *The Record of the Federal Convention of 1787* (4 vols., New Haven, 1931), I, 33-34, 235-37, 242-45に議事録とともに収録されているが、そのほかアメリカ史およびアメリカ革命の主要な資料集に収録されている。上院議員は州を代表するとはいえず、議員個人として投票し、六年の任期中州からリコールされることはなく、連合会議における州代表とは根本的な相違があった。憲法作成者たちの主目的は上院を間接選挙により見識ある少数の選良の府とするところであった。
- (62) Patrick T. Conley and John P. Kaminski, eds., *The Constitution and the States* (Madison, WI, 1988), x.

- (63) 有賀『アメリカ革命』二二八—二〇頁。当初は投票日もまちまちで、それらの期日は一年以上の違いがあった。選挙の仕方でも選挙区に分けず全州を一区として選挙を行う州もあり（一八四〇年には二六州のうち六州）、下院議員選挙区は必ず一人区とすることが決まったのは四二年であり、また投票日を任期満了前年十一月の特定日に統一したのは七四年からである。Michael F. Holt, "Change and Continuity in the Party Period," in Byron E. Shaper and A. J. Badger, eds., *Contesting Democracy: Substance and Structure in American Political History, 1775-2000* (Lawrence, KA, 2001), 102.
- (64) Alexis de Tocqueville (ed. by J. P. Mayer), *Democracy in America* (Garden City, NY, 1969), 156-57.
- (65) Robert Allen Rutland, *The Birth of the Bill of Rights, 1776-1791* (New York, 1962), 120-21.
- (66) *The Federalist Papers* (Mentor Book edition, New York, 1961), No. 84 (H) 510-15. 斎藤眞・武則忠見訳『サ・フェデラリスト』（福村出版、一九九一年）、四一五—一九頁。
- (67) Rutland, *Bill of Rights*, 130-221.
- (68) 合衆国銀行の設立の合憲性に関する財務長官ハミルトンの黙示的権限を認める緩やかな解釈論と国務長官ジェファソンの厳格解釈論とは Commager, ed., *Documents of American History*, I, 156-60 に採録されている。ジェファソンは大統領としても概して厳格解釈の立場をとり、黙示的権限の行使に慎重だったが、ルイジアナ購入に際してはその権限を活用した。一九世紀前半に、厳格解釈が主流だったところには Richard E. Ellis, "The Persistence of Antifederalism after 1789," in Beeman, et al., eds., *Beyond Confederation*, 295-314 を参照。
- (69) 'Constitution' が一つの文書にまとめられた基本法を意味するようになったのは成文憲法の国アメリカにおいてである。成文憲法の伝統の植民地的起源については有賀『アメリカ革命』一四二—四三頁に説明がある。
- (70) Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic: 1776-1787* (New York, 1969, 1972).
- (71) 憲法前文は "We the People of the United States, in Order to form a more perfect Union, establish Justice, insure domestic Tranquility, provide for the common defence, promote the general Welfare, and secure the Blessings of Liberty to ourselves and our Posterity, do ordain and establish this Constitution for the United States of America." である。合衆国憲法を注釈する教科書として一九二〇年代から広く読まれてきたコーウインの著作は憲法前文の合衆国人民を合衆国市民たちと同義語であると説明している。Edward S. Corwin (revised by H. W. Chase and C. R. Ducat), *The Constitution and What It Means Today*

- (Princeton 1978), 1-2.
- (72) *Federalist Papers*, No. 39 (M), 243. (M) はマディソンが筆者と推定されていることを示す。(H) はハミルトン。
- (73) 有賀『アメリカ革命』(東京大学出版会、一九八八年)一四四—一五三頁。
- (74) 両州の決議と他の州の反応は Commager, *Documents of American History*, I, 178-86 に採録されている。Walter Hartwell Bennet, *American Theories of Federalism* (University, AL, 1964), 91-100.
- (75) *Federalist Papers*, No.32 (H) 198, No.45 (M) 290, No.62 (M?) 378. マハトブリスト論文の二人の主要執筆者の主権をめぐり連邦制と共和政の両方を主張した Martin Diamond, "The Federalist on Federalism. Neither National Nor Federal Constitution, But a Composition of Both," *Yale Law Journal*, Vol.86 (1977), 1273-37 [Hall, *Federalism*] を参考せよ。Garry Wills, *Explaining America: The Federalist* (New York, 1981), 162-77 を参考せよ。
- (76) ハートホーン全集の英訳は Commager, *Documents of American History*, I, 209-11 を参照した。Bennet, *American Theories of Federalism*, 101-04.
- (77) Bennet, *American Theories of Federalism*, 86-87, 106, 160-61.
- (78) サウスカロライナ州議会の決議をめぐり連文書は Commager, *Documents of American History*, I, 261-70 を参照した。
- (79) Samuel H. Beer, "Modernization of American Federalism," *Publishers*, Vol.3 (1973), 49-95, esp. 53-62 [Hall, *Federalism*]; Joel H. Silbey, "To One or Another Parties Every Man Belongs": The American Political Experience from Andrew Jackson to the Civil War," in Shaler and Badger, eds., *Contesting Democracy*, 65-92; David Waldtreicher, "The Nationalization and Radicalization of American Politics: Before, Beneath, and Between Parties," *ibid.*, 93-116 (注を参照) Kenneth M. Stampp, "The Concept of a Perpetual Union," *Journal of American History*, Vol. 65 (1978), 506.
- (80) Paul Finkelman, "Slavery and the Constitutional Convention," in Beeman, et al., eds., *Beyond Confederation*, 188-225.
- (81) Marcus Cunliff, *The Nation Takes Shape, 1789-1937* (Chicago, 1959); William R. Taylor, *Canadier and Yankee: The Old South and American National Character* (New York, 1957) を参考せよ。
- (82) Kammen, *Machine That Would Go of Itself*, 114; Richard Hofstadter, *The American Political Tradition* (New York, 1955), 68-92.
- (83) エンジェル・ロビンソン著、Commager, *Documents of American History*, I, 339-45 を参考せよ。Stanley I. Kutler, ed., *The Supreme*

- Court and the Constitution* (3rd ed., New York, 1984), 150-57 を参照した。畑博行『アメリカの政治と連邦最高裁判所』（有信堂、一九九二年）二二二―二六頁に事件に関する解説がある。
- (84) 山口『南北戦争研究』、四〇三―六九頁。
- (85) Commager, *Documents of American History*, I, 345-48.
- (86) *Ibid.*, I, 376-85. ただし南部連邦の最高裁の設置については憲法では決まっていたが、議員の間に憲法の解釈権を最高裁に委ねようとするの拒否反応があり、実現しなかった。Kammen, *Machine That Would Go of Itself*, 114-16.
- (87) Walter Hartwell Bennett, *American Theories of Federalism* (University, AL, 1964), 179-96.
- (88) 連邦制の変化の面は長田『南北戦争と国家』で強調された。
- (89) 連邦制の連続性の面はクネディクトの研究が強調している。Michael Les Benedict, "Preserving Federalism: Reconstruction and the Waite Court," *Supreme Court Review*, Vol. 36 (1978), 39-79 [Hall, *Federalism*].
- (90) Edward S. Corwin, "The Passing of Dual Federalism," *Virginia Law Review*, Vol. 36 (1950), 1-24. [Hall, *Federalism*].
- (91) Commager, *Documents of American History*, I, 536-38; Kutler, ed., *Supreme Court*, 200-08.
- (92) John R. Vile, *A Companion to the United States Constitution and Its Amendments* (Westport, CT, 1993), 166. シェパード・ライムについては通常「市民権」あるいは「公民権」の訳語が当てられるが、ここでは田中英夫に従って「市民的権利」の訳語を用いた。田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、一九九一年）一四八頁。
- (93) Commager, *Documents of American History*, I, 630-32; Kutler, ed., *Supreme Court*, 216-19; Vile, *Companion*, 166.
- (94) Woodrow Wilson, *Constitutional Government in the United States* (New York, 1906, rep. 1966), 173.
- (95) Corwin, "The Passing of Dual Federalism," 1-3, 23.
- (96) 二〇世紀アメリカにおける連邦制の歴史と現状についての要を得た概観として、Harry N. Scheiber, "Federalism and the States," in Stanley I. Kutler, ed., *Encyclopedia of the United States in the Twentieth Century* (4 vols., New York, 1996), 427-49 を